

目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成23年版 地方財政白書ビジュアル版(平成21年度決算)



総務省

平成21年度決算の概況	4
決算規模	5
決算収支	5
歳入	6
1. 歳入内訳の構成	6
2. 歳入内訳の推移	7
3. 地方税	8
4. 地方交付税	11
歳出	13
1. 目的別分類	13
2. 性質別分類	16
財政構造の弾力性	19
1. 経常収支比率	19
2. 実質公債費比率及び公債費負担比率	20
地方財政の借入金残高	21
1. 地方債現在高の推移	21
2. 地方財政の借入金残高	22
地方公営企業	23
1. 地方公営企業が占める割合	23
2. 地方公営企業の事業数	24
3. 決算規模	24
4. 経営状況	25
地方財政健全化の推進	26
1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	26
2. 健全化判断比率・資金不足比率の状況	29

1. 地域主権改革の推進	32
(1) 義務付け・枠付けの見直し	32
(2) 基礎自治体への権限移譲	32
(3) 国の出先機関改革	32
(4) 「ひも付き補助金」の一括交付金化	32
(5) 地方税財源の充実確保	32
(6) 交付税制度の見直し	32
(7) 直轄事業負担金制度の廃止	33
(8) 地方自治法抜本見直し	33
2. 地域力の創造と新成長戦略	33
(1) 地域力の創造	33
(2) 新成長戦略に基づく経済対策と地域の活性化	33
3. 行財政改革	33
(1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進	33
(2) 地方公営企業等の改革	33
(3) 地方公会計改革の推進	33
● 情報開示の推進	34

地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成21年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計(公営事業会計)と区分しています。

地方公共団体の会計

普通会計

一般行政部門の会計



その他の会計 (公営事業会計)

公営企業会計

- 水道事業 ●交通事業 ●電気事業 ●ガス事業
- 病院事業 ●下水道事業 ●宅地造成事業 など

国民健康保険
事業会計

後期高齢者医療
事業会計

介護保険
事業会計

など

地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で見ると、地方政府が12.0%を占めており、中央政府の約2.6倍となっています。

国内総支出と地方財政

国内総支出(名目)

474兆402億円

政府部門 116兆3,468億円(24.5%)

地方

- 地方
57兆612億円(12.0%)
- 普通会計
50兆3,471億円(10.6%)

中央

- 中央
21兆8,656億円(4.6%)

● 社会保障基金
37兆4,200億円(7.9%)

財貨・サービスの純輸出
4兆281億円(0.8%)

企業部門
63兆2,903億円
(13.4%)

家計部門
290兆3,749億円
(61.3%)

民間部門 353兆6,652億円(74.6%)

どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、警察・消防、社会教育などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合(最終支出ベース)

目的別歳出の割合		地方の割合	国の割合
		57%	43%
衛生費	3.8%	保健所、ごみ・し尿処理等	94% 6%
学校教育費	8.7%	小・中学校、幼稚園等	89% 11%
司法警察消防費	4.0%		78% 22%
社会教育費等	3.0%	公民館、図書館、博物館等	72% 28%
国土開発費	9.9%	都市計画、道路・橋りょう、公営住宅等	69% 31%
民生費(年金関係を除く)	18.1%	児童福祉、介護などの老人福祉、生活保護等	68% 32%
国土保全費	1.8%	河川海岸	59% 41%
商工費	7.9%		50% 50%
公債費	18.9%		41% 59%
住宅費等	2.0%		40% 60%
災害復旧費等	0.2%		39% 61%
農林水産業費	1.9%		36% 64%
恩給費	0.5%		4% 96%
民生費のうち年金関係	5.9%		100%
防衛費	2.9%		100%
一般行政費等	8.0%	戸籍、住民基本台帳等	86% 14%
その他	2.5%		1% 99%

地方財政の現状

平成21年度決算の概況

国の経済対策等により、歳入・歳出ともに増加しました。

1 歳入

98兆3,657億円(前年度比6兆1,522億円、6.7%増)

地方税(主に法人関係二税)が減少する一方で、地方交付税、地方債(主に臨時財政対策債)等が増加しました。また、国の経済対策の実施により国庫支出金が増加したことから、歳入総額は6兆1,522億円増加し、2年連続の増加となりました。

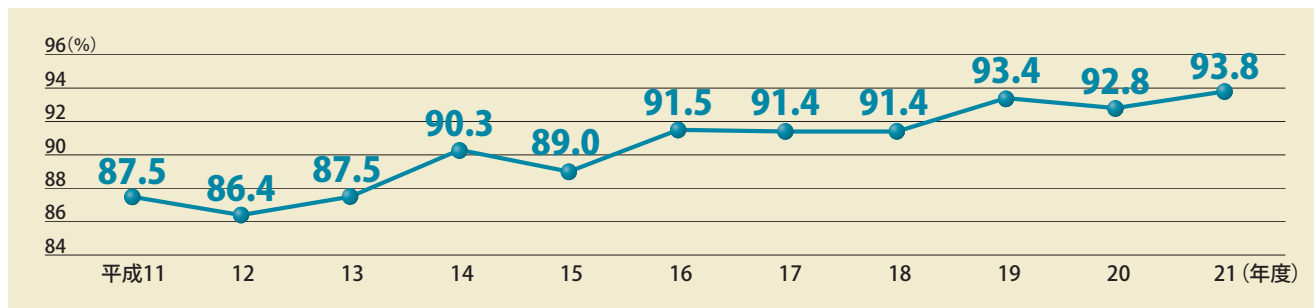
2 歳出

96兆1,064億円(前年度比6兆4,150億円、7.2%増)

人件費、公債費が減少する一方で、国の経済対策等により投資的経費やその他の経費(主に補助費等)が増加したことから、歳出総額は6兆4,150億円増加し、2年連続の増加となりました。

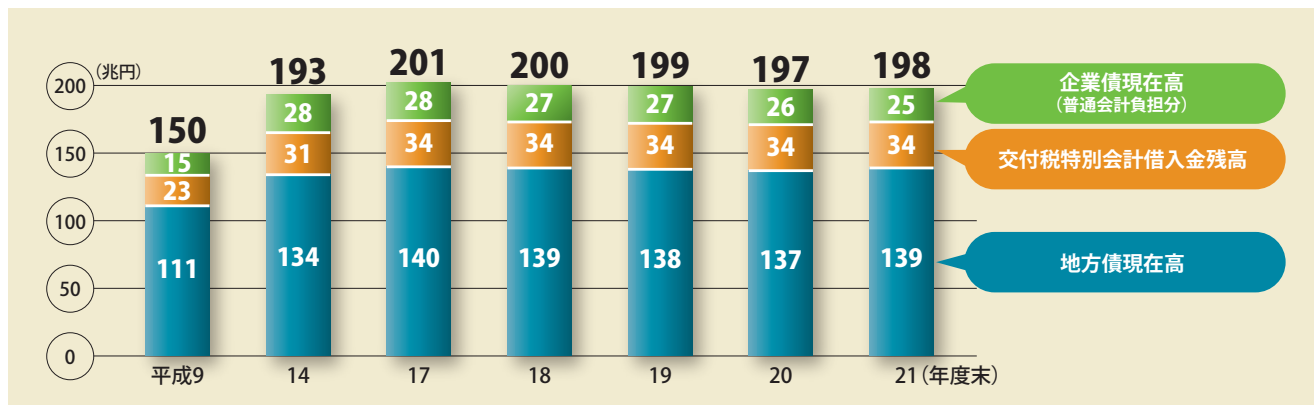
3 財政構造の弾力性

経常収支比率は集計開始以来最も高い値を示し、依然として高い水準での推移が続いています。



4 普通会計が負担すべき借入金残高の推移

依然として高い水準で推移しています。



(注1) 企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値です。

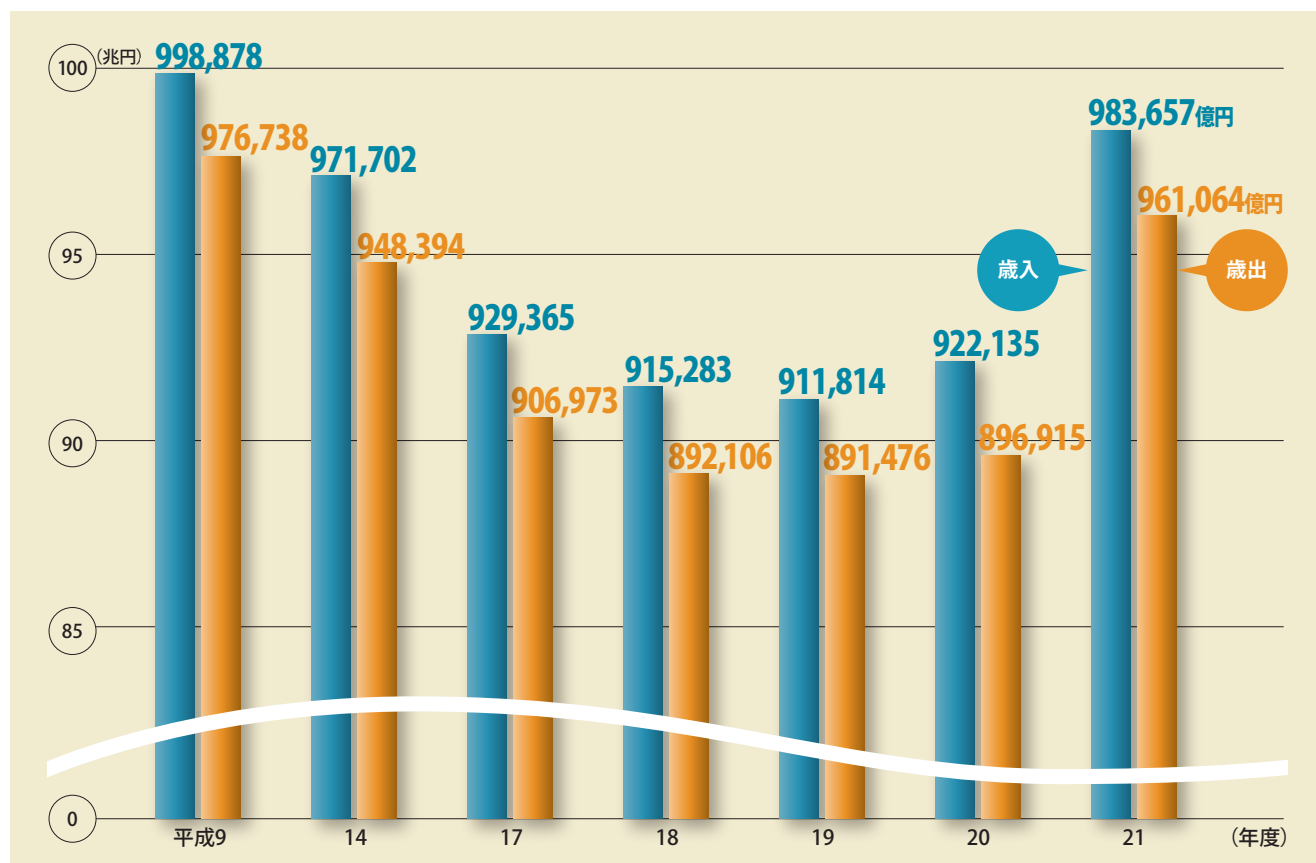
(注2) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

(注3) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

決算規模

歳入、歳出ともに2年連続で前年度決算額を上回っています。

主な要因として、歳入については、国の経済対策等により、国庫支出金、地方交付税及び地方債(主に臨時財政対策債)等が増加したこと、歳出については、国の経済対策等により、投資的経費、補助費等及び各種交付金の特定目的基金への積立金等が増加したことが挙げられます。



決算収支

実質単年度収支は2年連続黒字となり、単年度収支は3年ぶりに黒字となっています。

区分	決算期		赤字の団体数	
	21年度	20年度	21年度	20年度
実質単年度収支	2,382億円	1,828億円	440 (1,004)	611 (1,315)
単年度収支	1,720億円	△784億円	579 (1,153)	843 (1,539)
実質収支	1兆4,447億円	1兆2,797億円	13 (13)	19 (19)

(注1) 実質単年度収支は、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額をいいます。

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。

実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

(注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含まず、()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数です。

歳入

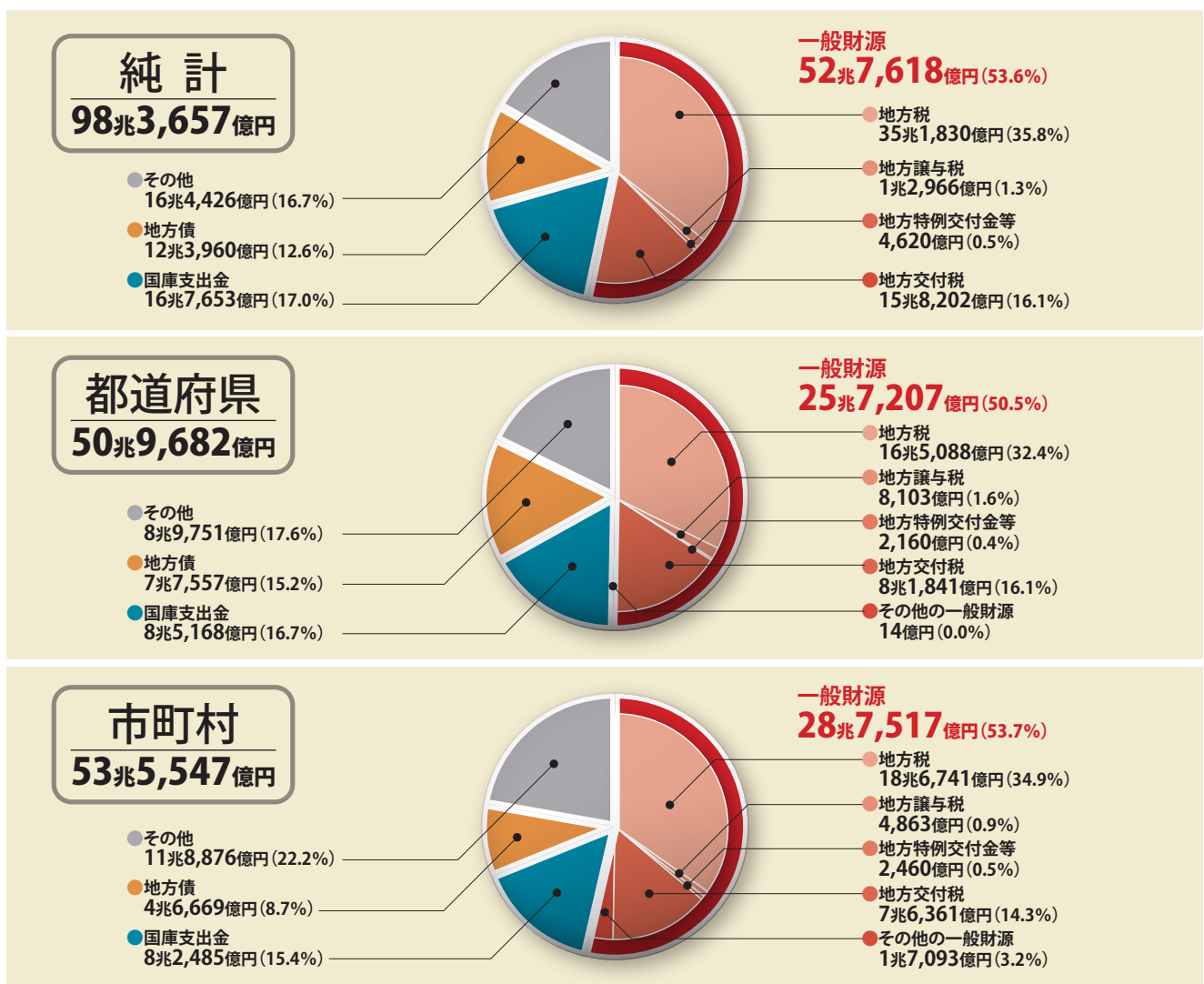
行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税（約36%）、国庫支出金、地方交付税、地方債の順になっています。

一般財源

地方税や、地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になります。



地方譲与税：国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方揮発油譲与税などがあります。

地方特例交付金等：18年度及び19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当特例交付金などがあります。

地方交付税：国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です（詳しくは11ページ「4地方交付税」をご覧ください）。

国庫支出金：国が地方に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等の総称です。

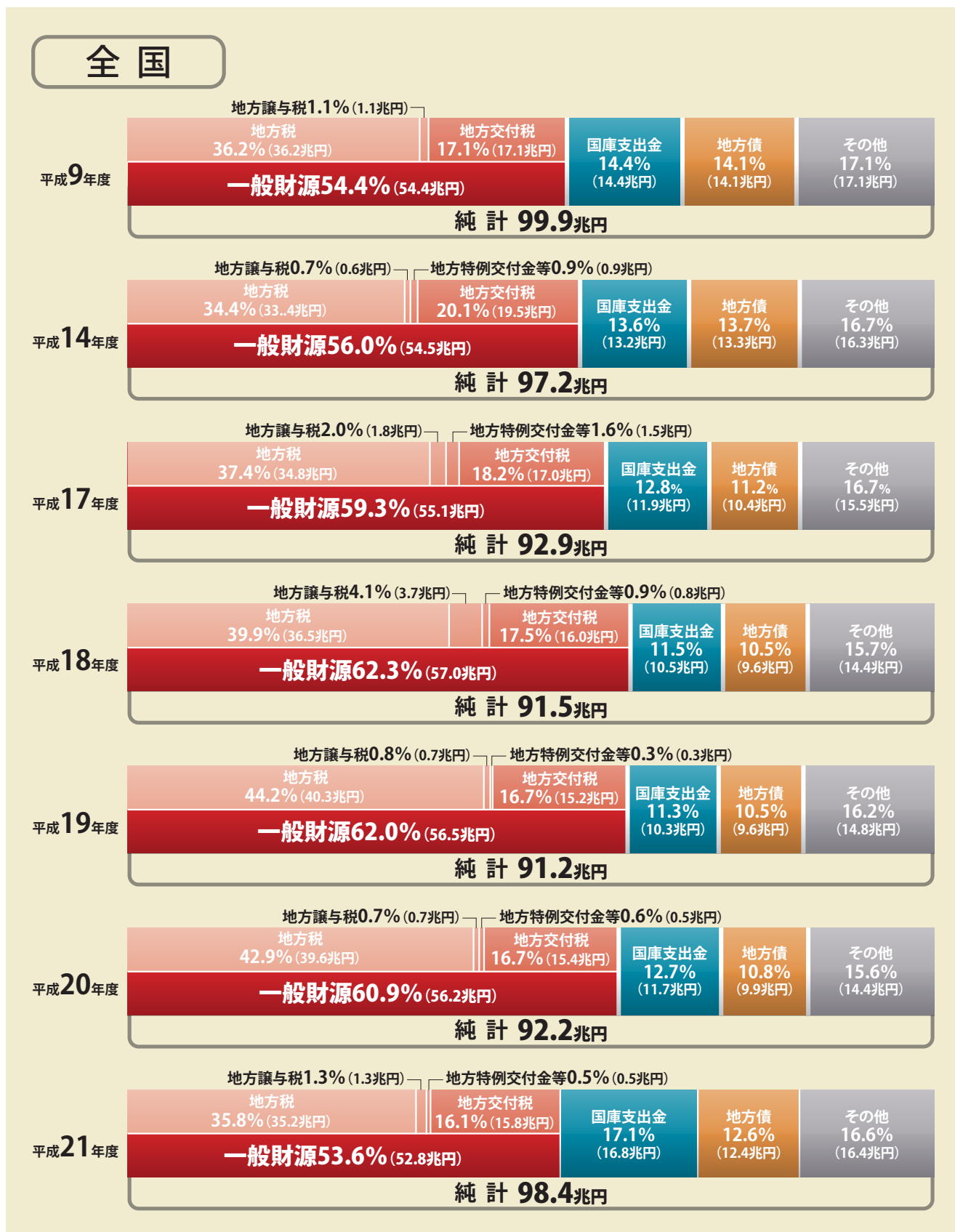
地方債：地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

(注1) ここでは普通会計を中心に扱います(上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、「地方公営企業」で紹介します)。

(注2) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

歳入総額に占める一般財源の割合は、地方税及び地方特例交付金等の減少により、前年度に比べ低下し約54%となっています。

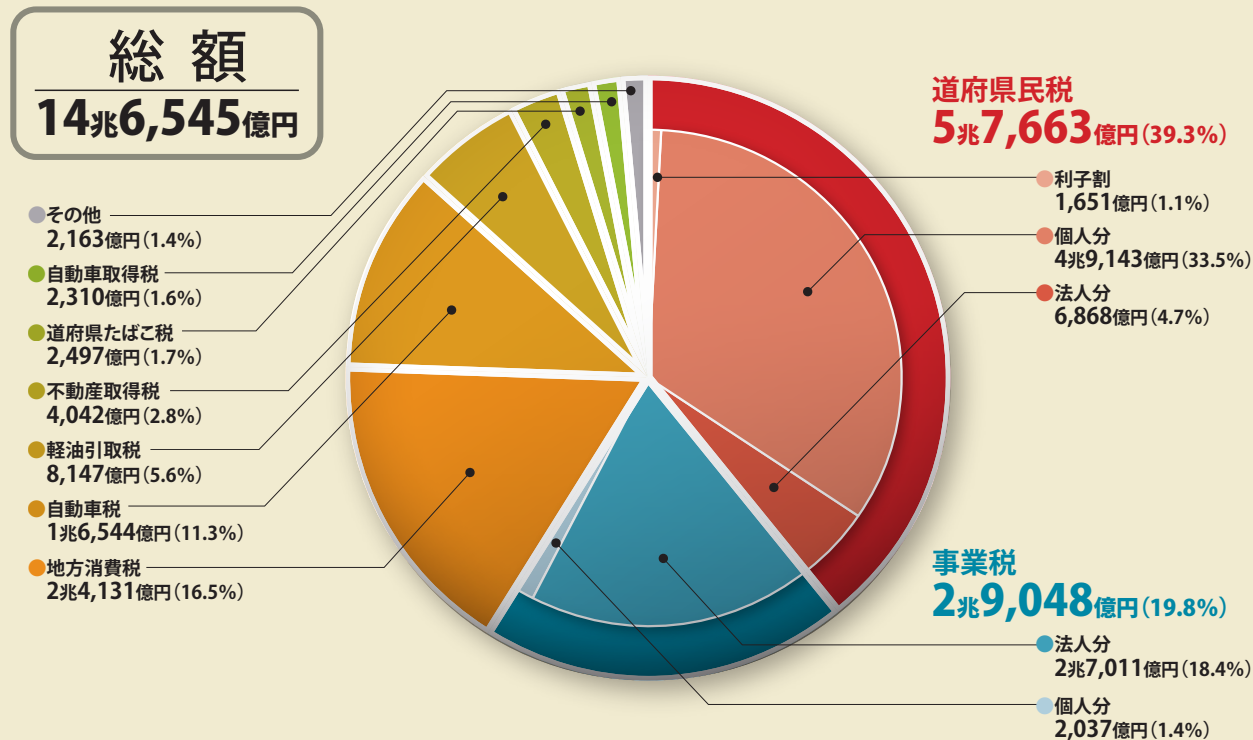


(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めています。

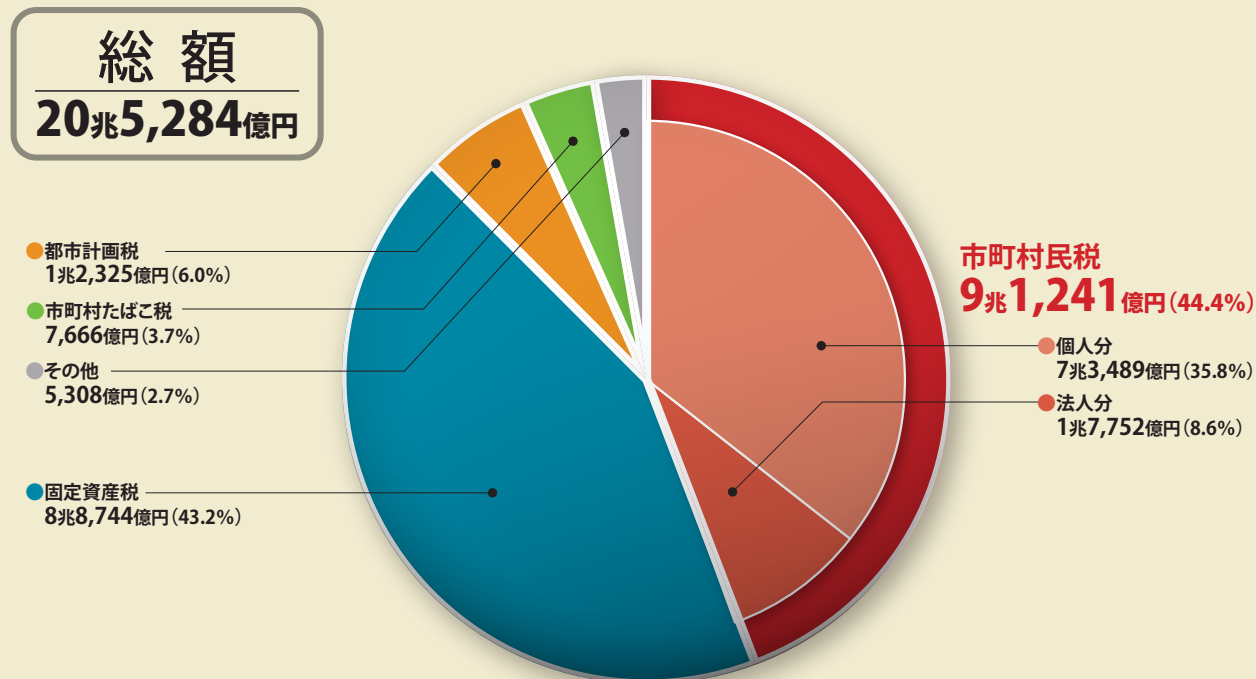
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます(東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています)。

道府県税の税収の構成(平成21年度決算)



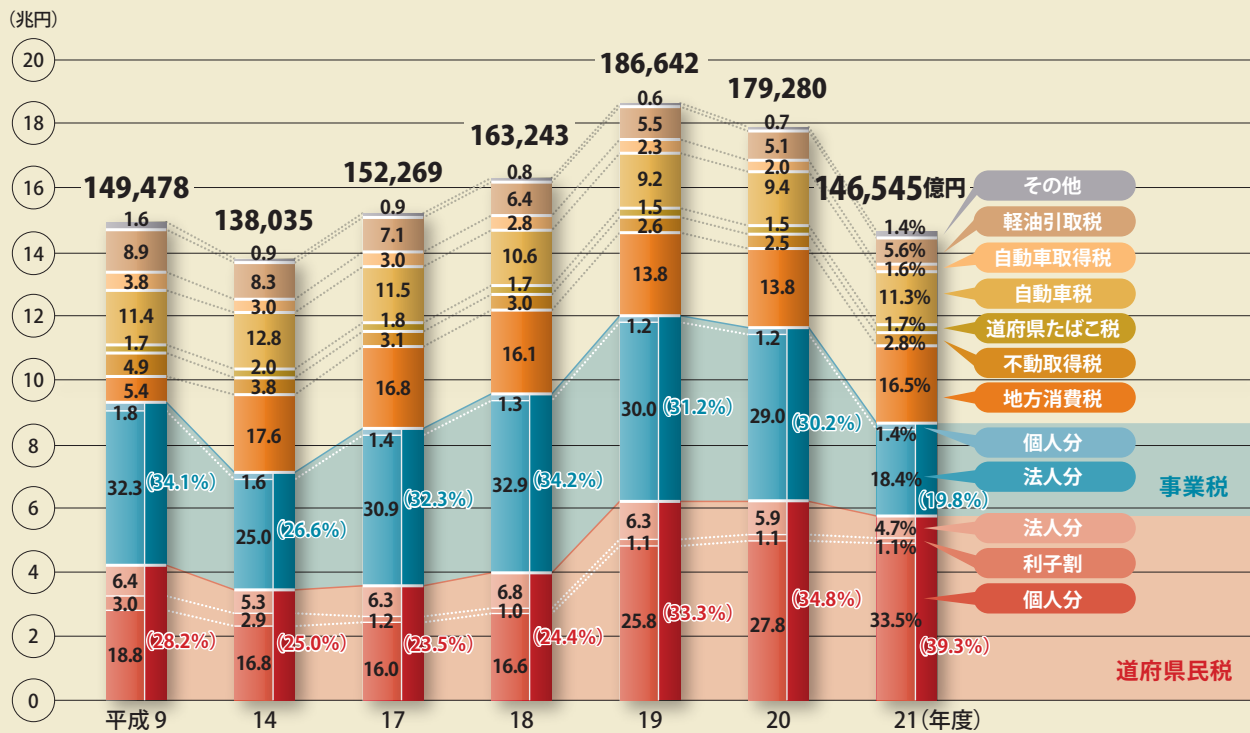
市町村税の税収の構成(平成21年度決算)



(注)市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

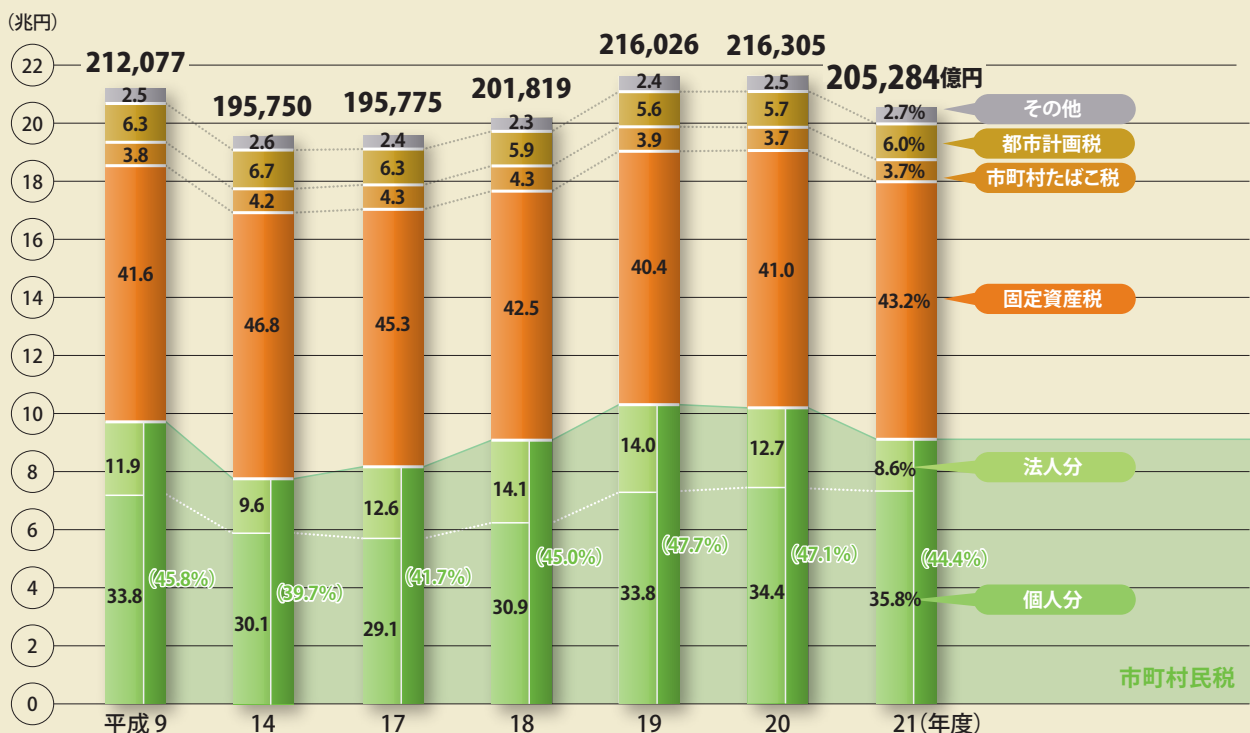
景気の悪化に伴う法人関係二税(法人住民税、法人事業税)の減少により、道府県税は前年度と比べて減収となっています。また、市町村税も法人市町村民税及び個人市町村民税の減少により前年度と比べて減収となっています。

道府県税収入額の推移



(注) ()内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比です。

市町村税収入額の推移



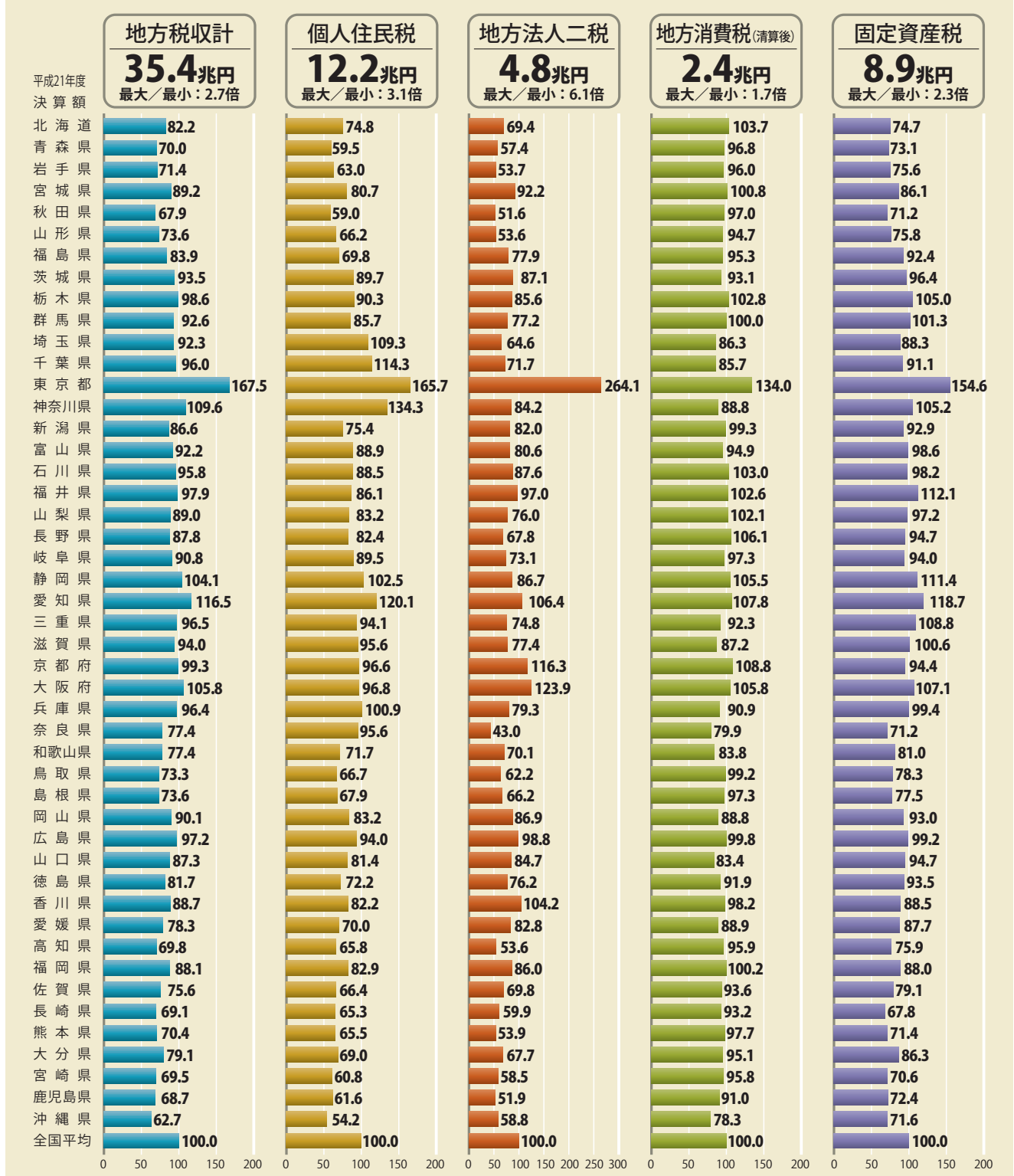
(注1) ()内の数値は、市町村民税の構成比です。

(注2) 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含めています。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要です。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人あたりの税収額を比較してみると、東京都が最も大きく、沖縄県が最も小さく、約2.7倍の格差となっています。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)



(注1) 「最大/最少」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値です。
 (注2) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものです。また、地方消費税清算後の数値となっています。
 (注3) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いています。
 (注4) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いています。
 (注5) 固定資産税の税収額は道府県分を含み、超過課税分を除いています。
 (注6) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口です。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

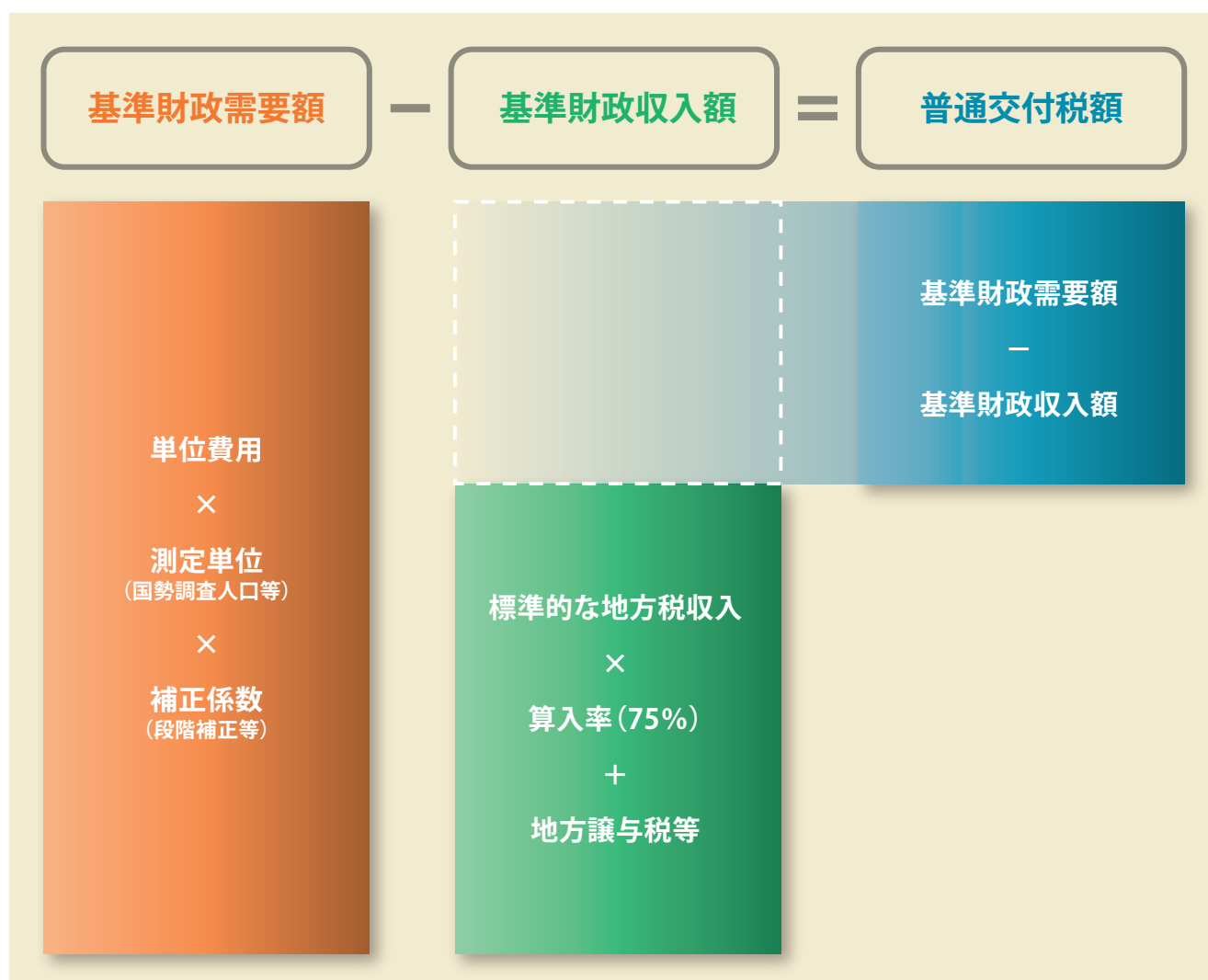
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成21年度における地方交付税総額は15兆8,202億円、対前年度比2.7%増となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 標準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度からは、標準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債(臨時財政対策債)に振り替えることとしています。

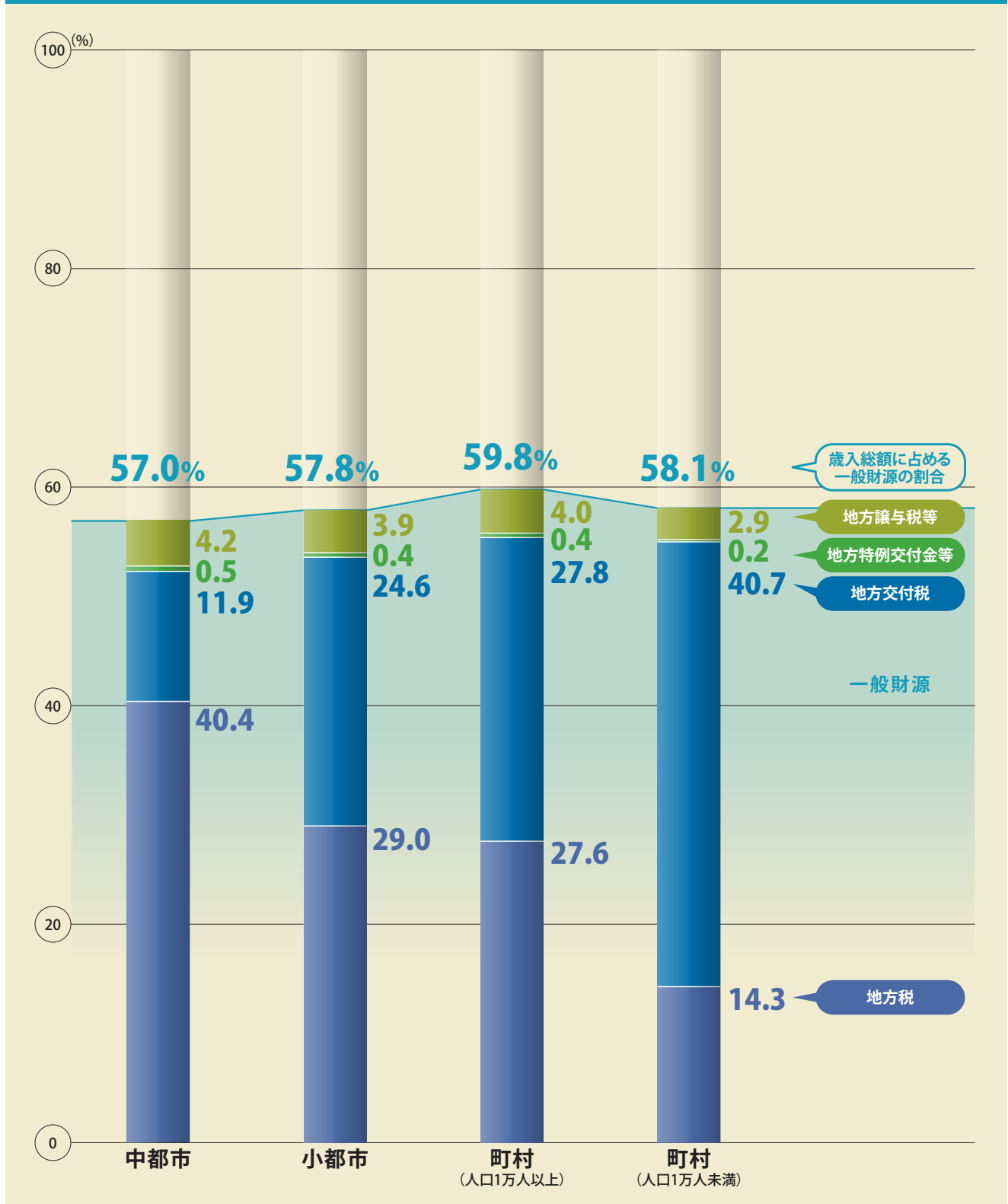
(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

●市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注) 「中都市」とは、政令指定都市、中核市及び特別市以外の市のうち人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは同じく人口10万人未満の市をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、民生費、教育費、土木費などに多くの財源が使われています。都道府県では、教育費、民生費、土木費の順、市町村では、民生費、総務費、土木費の順となっています。

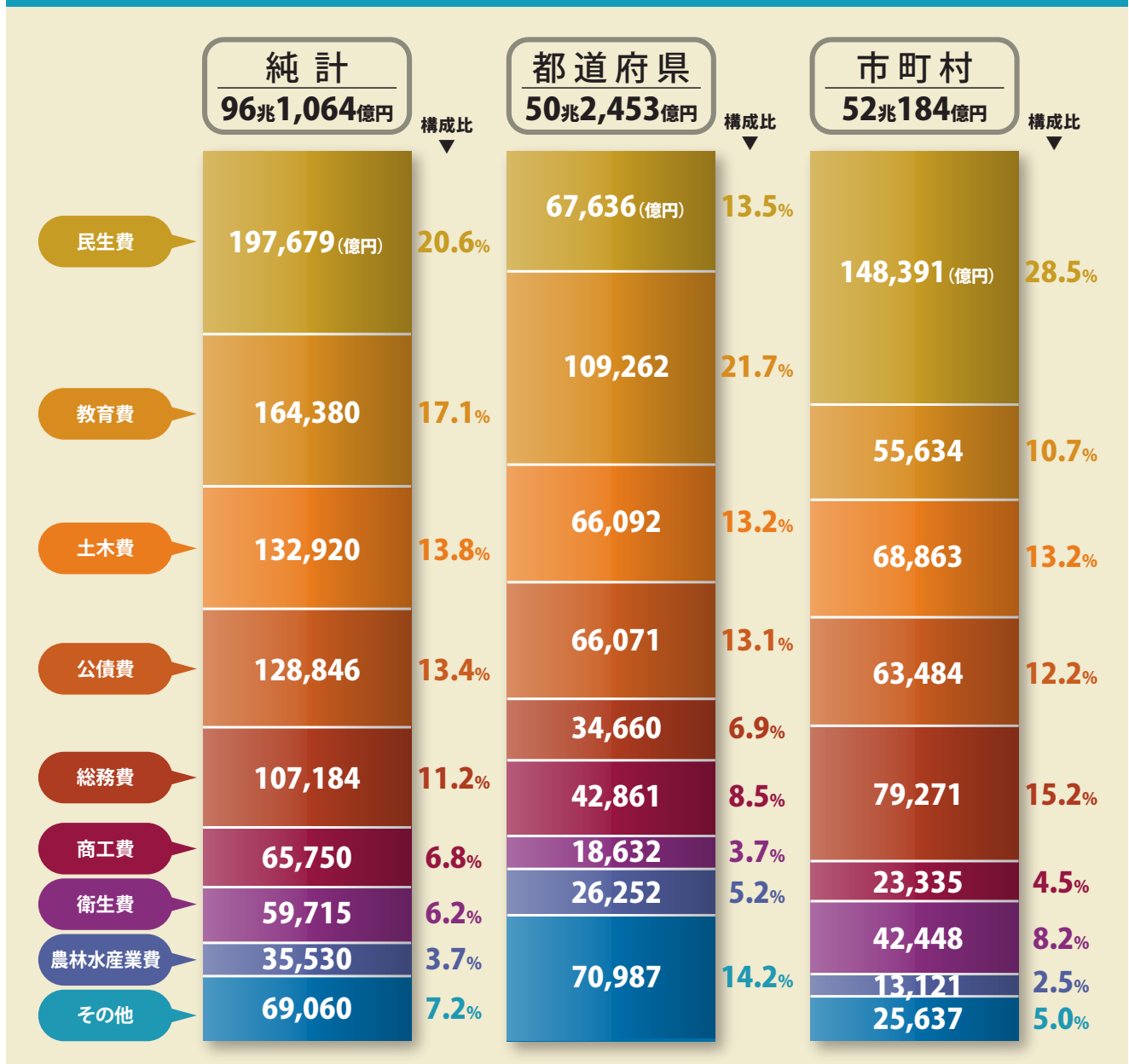
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営・生活保護の実施等の費用

教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

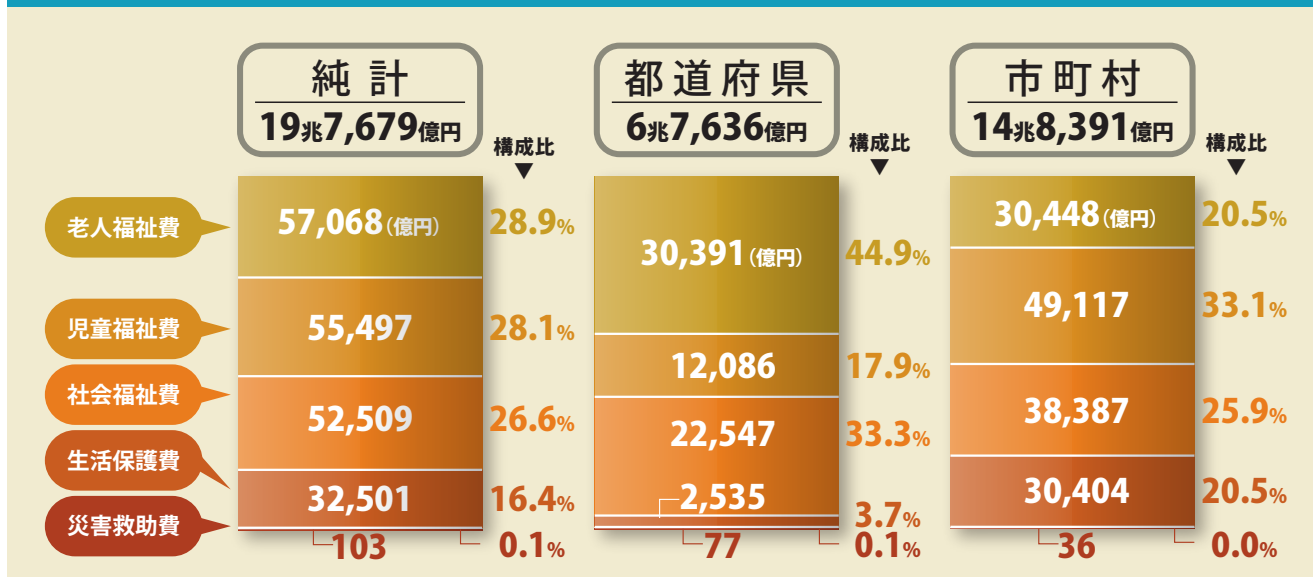
土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

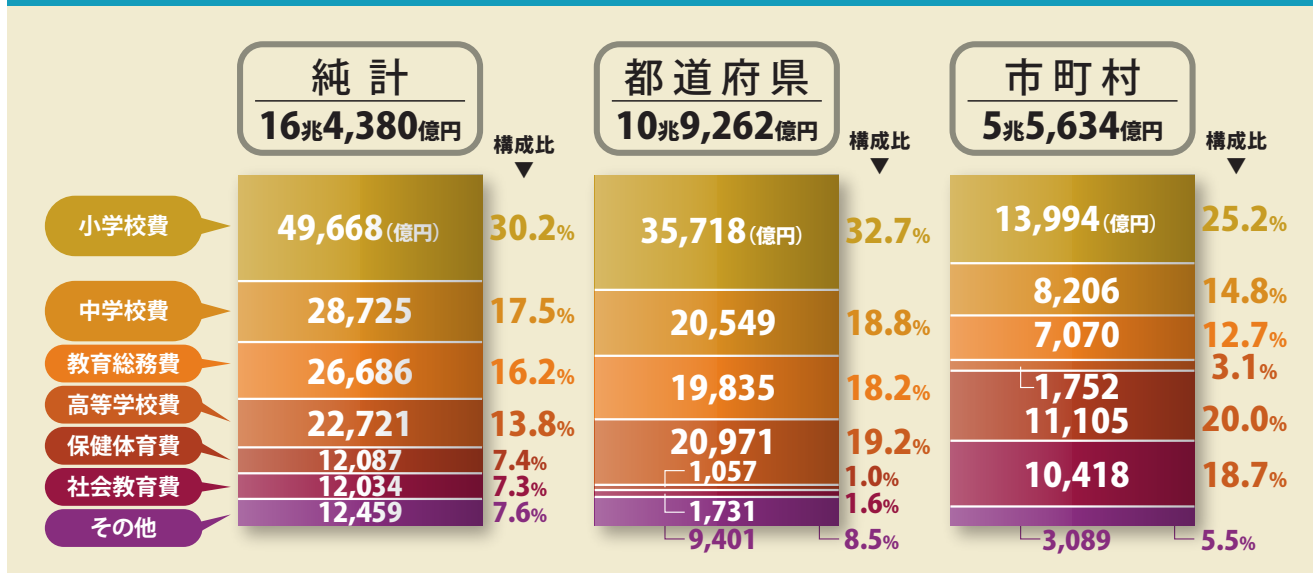
目的別歳出決算額の構成(平成21年度)



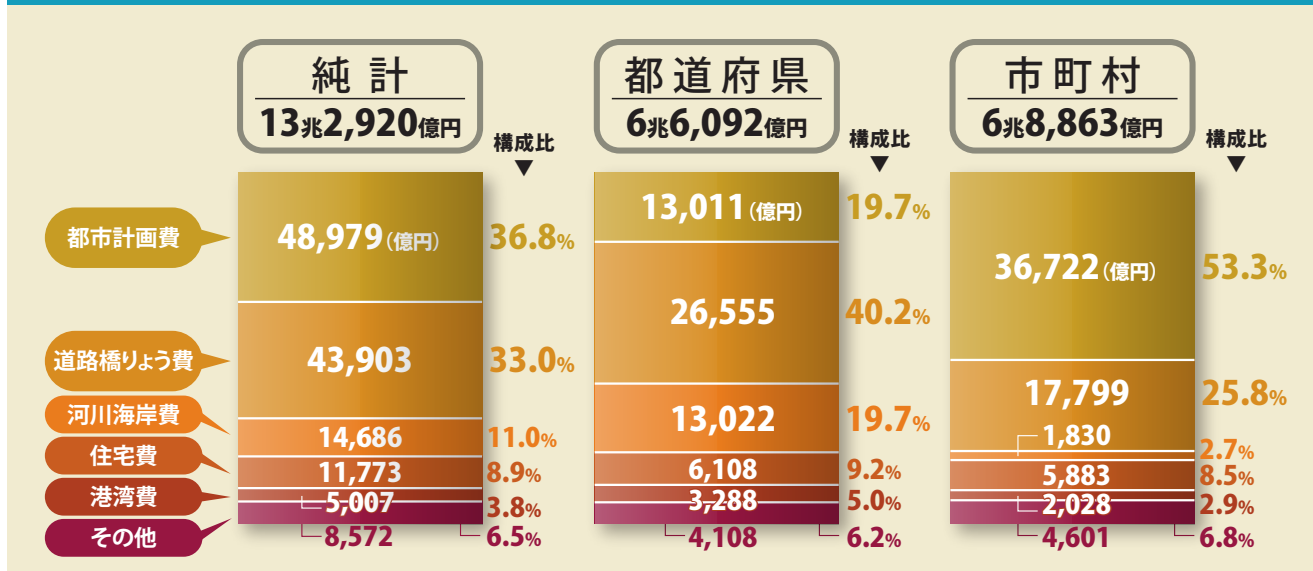
民生費の目的別内訳



教育費の目的別内訳



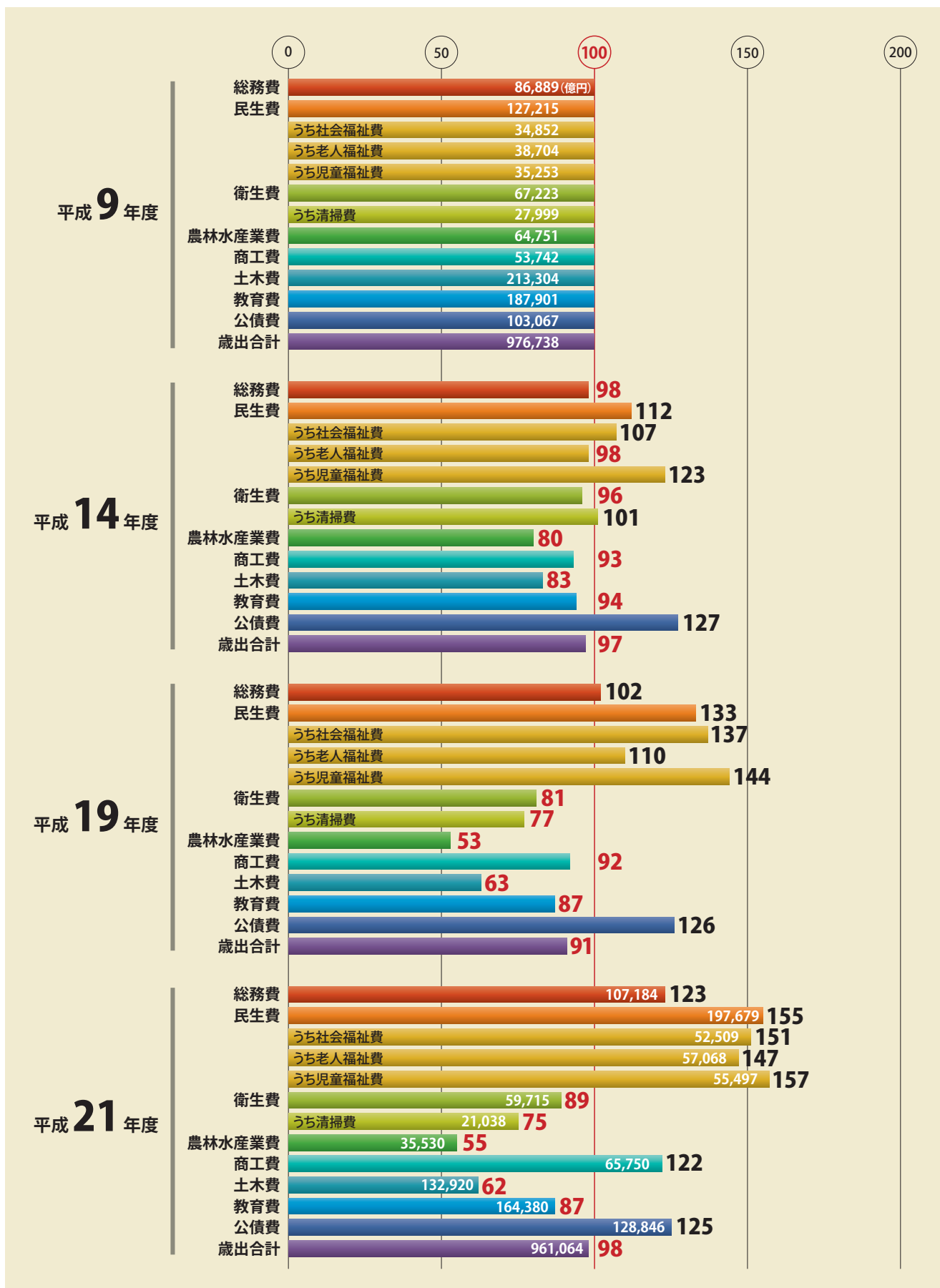
土木費の目的別内訳



目的別歳出構成の推移(普通会計純計)

近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

単位：平成9年度を100としたときの比率

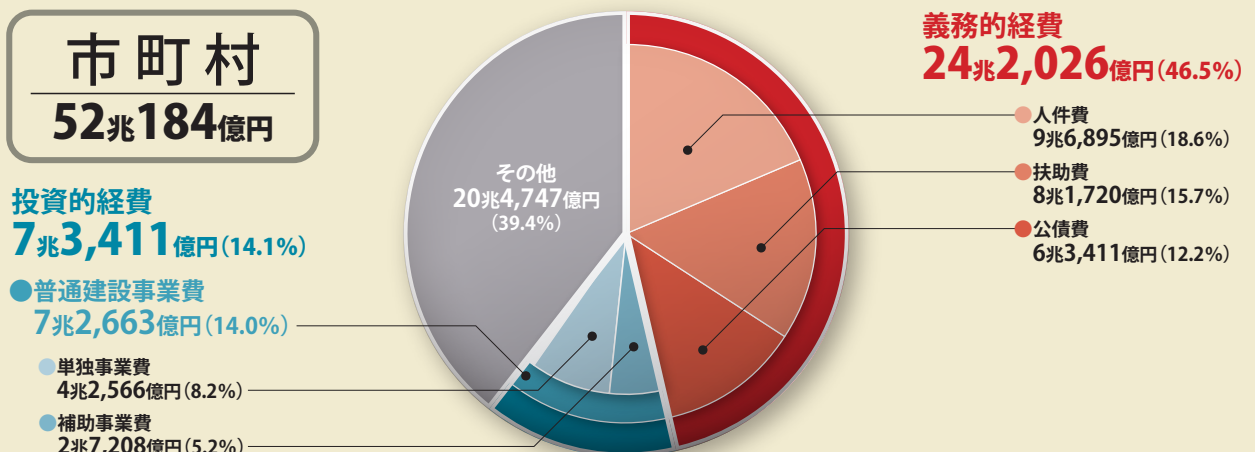
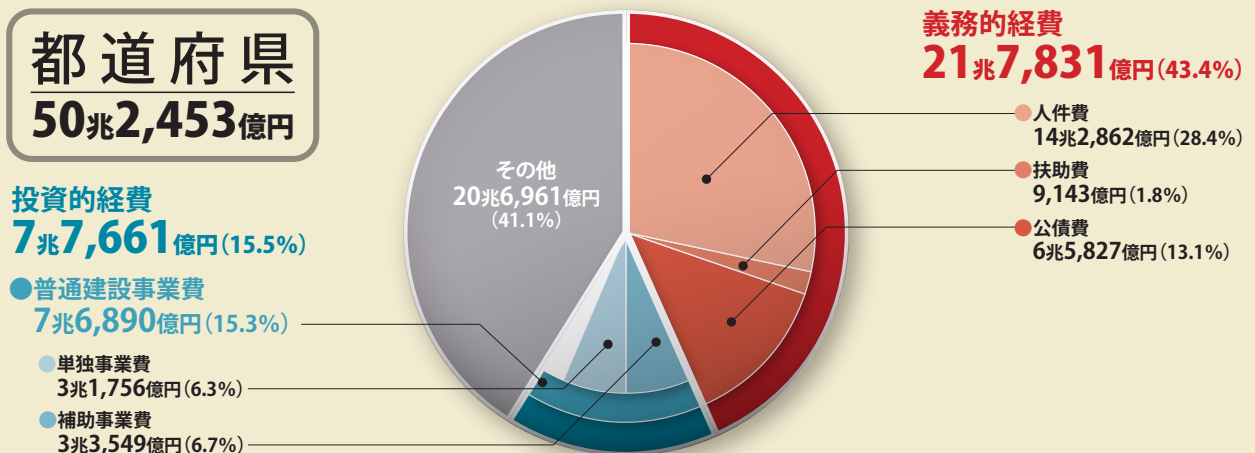
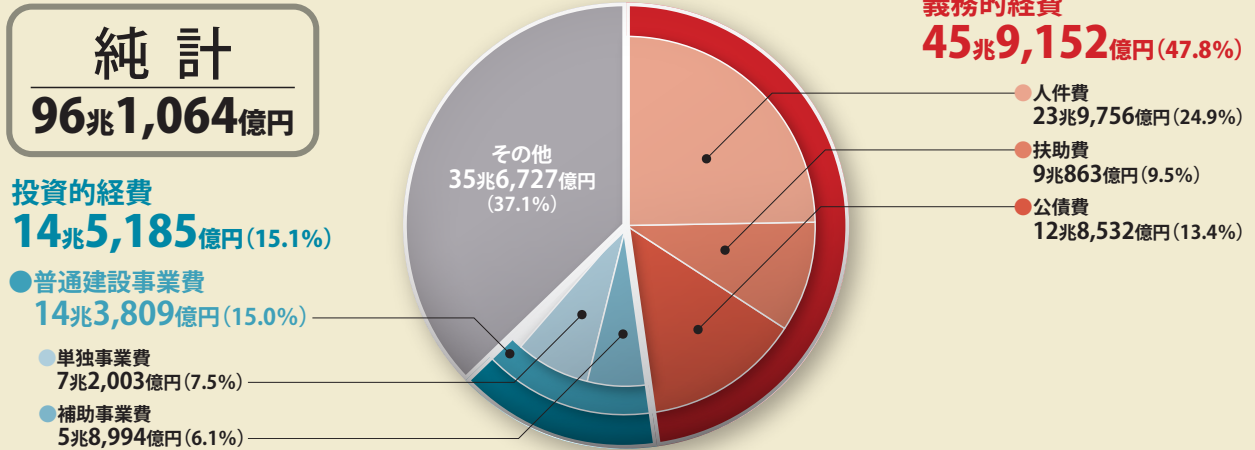


使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

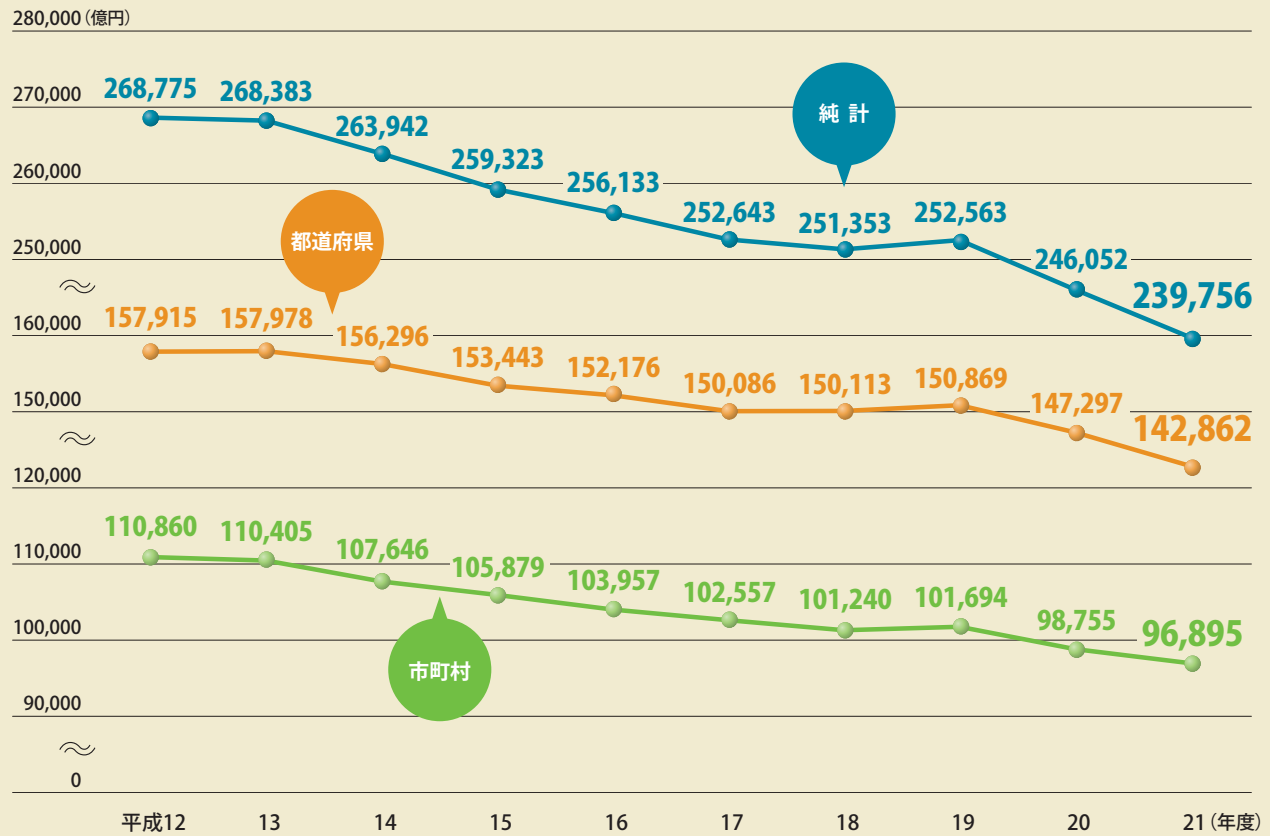
2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」（人件費、扶助費及び公債費）、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

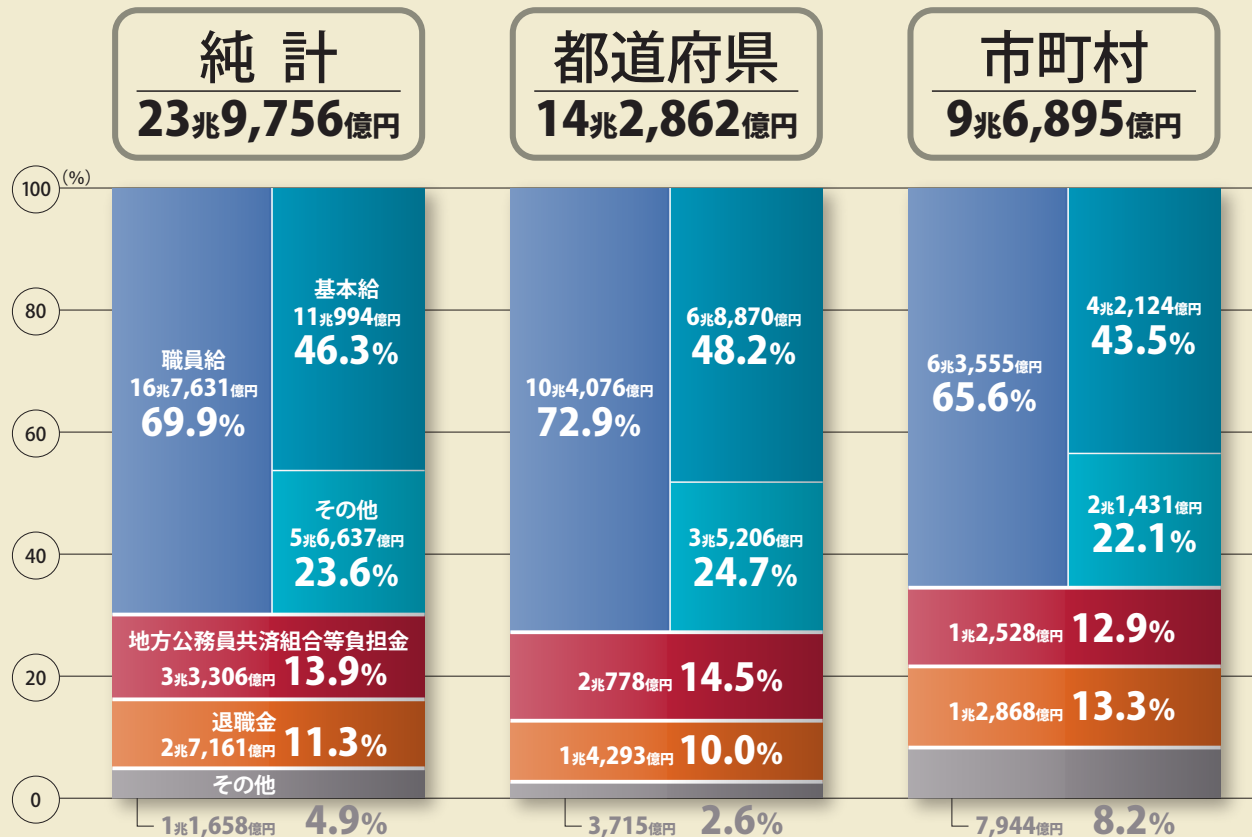
性質別歳出決算額の構成（平成21年度決算）



人件費の推移



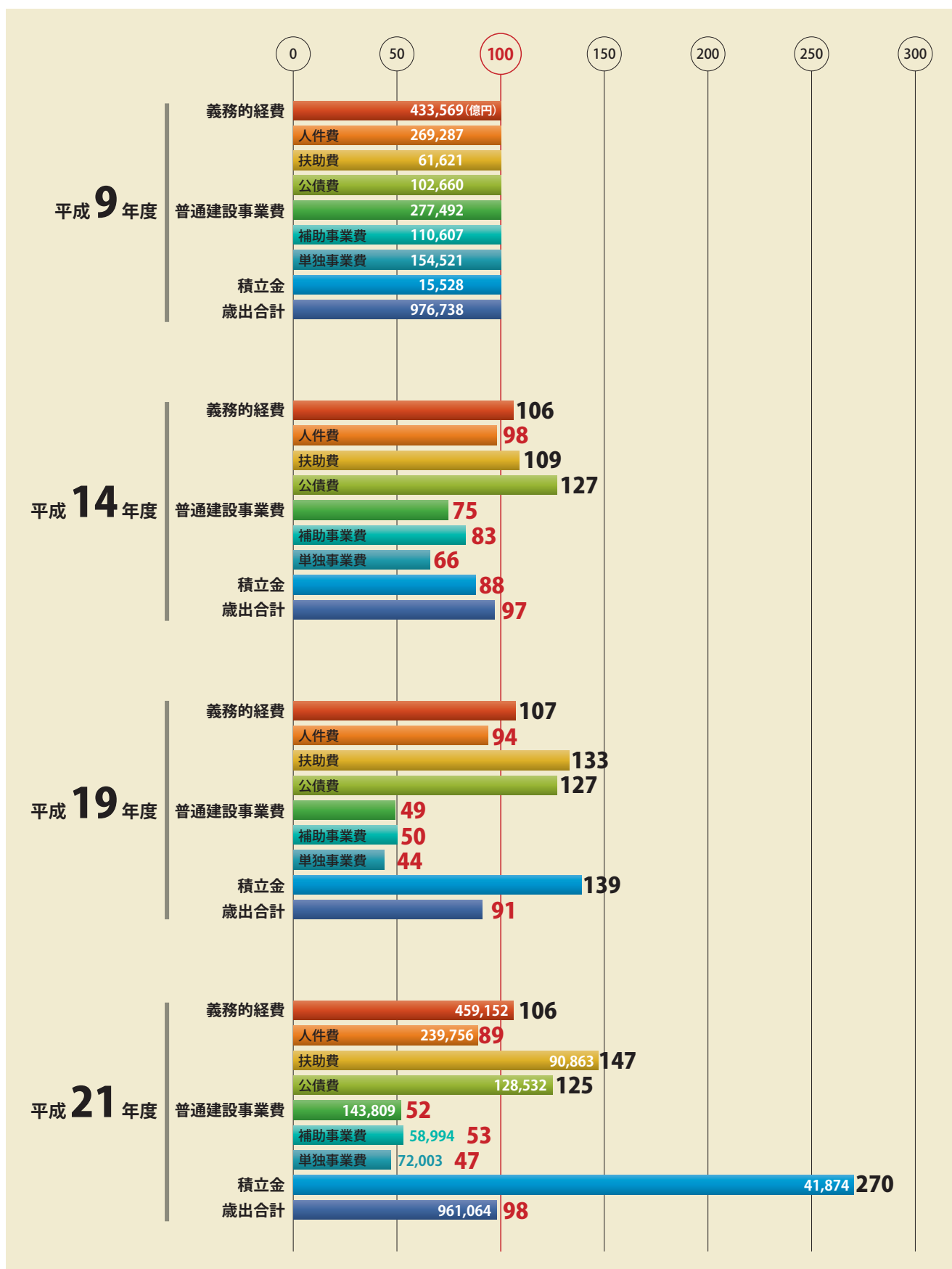
人件費の項目別内訳



性質別歳出構成の推移(普通会計純計)

近年、普通建設事業費などが減少する一方、義務的経費のうち扶助費、公債費などが増加しています。

単位：平成9年度を100としたときの比率



*扶助費 児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費をいいます。
 *普通建設事業費 道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用をいいます。

財政構造の弾力性

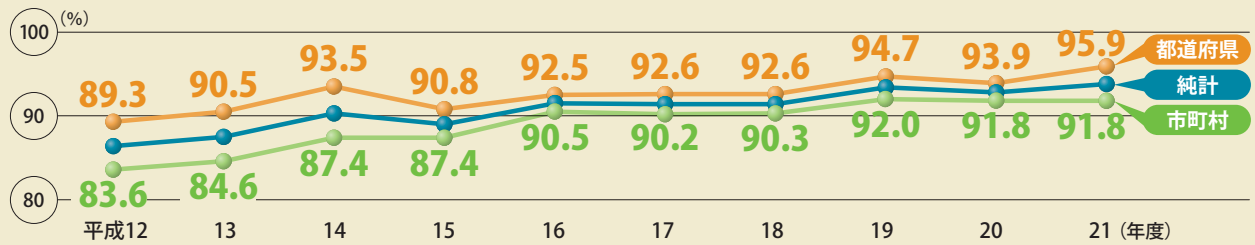
財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に答えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

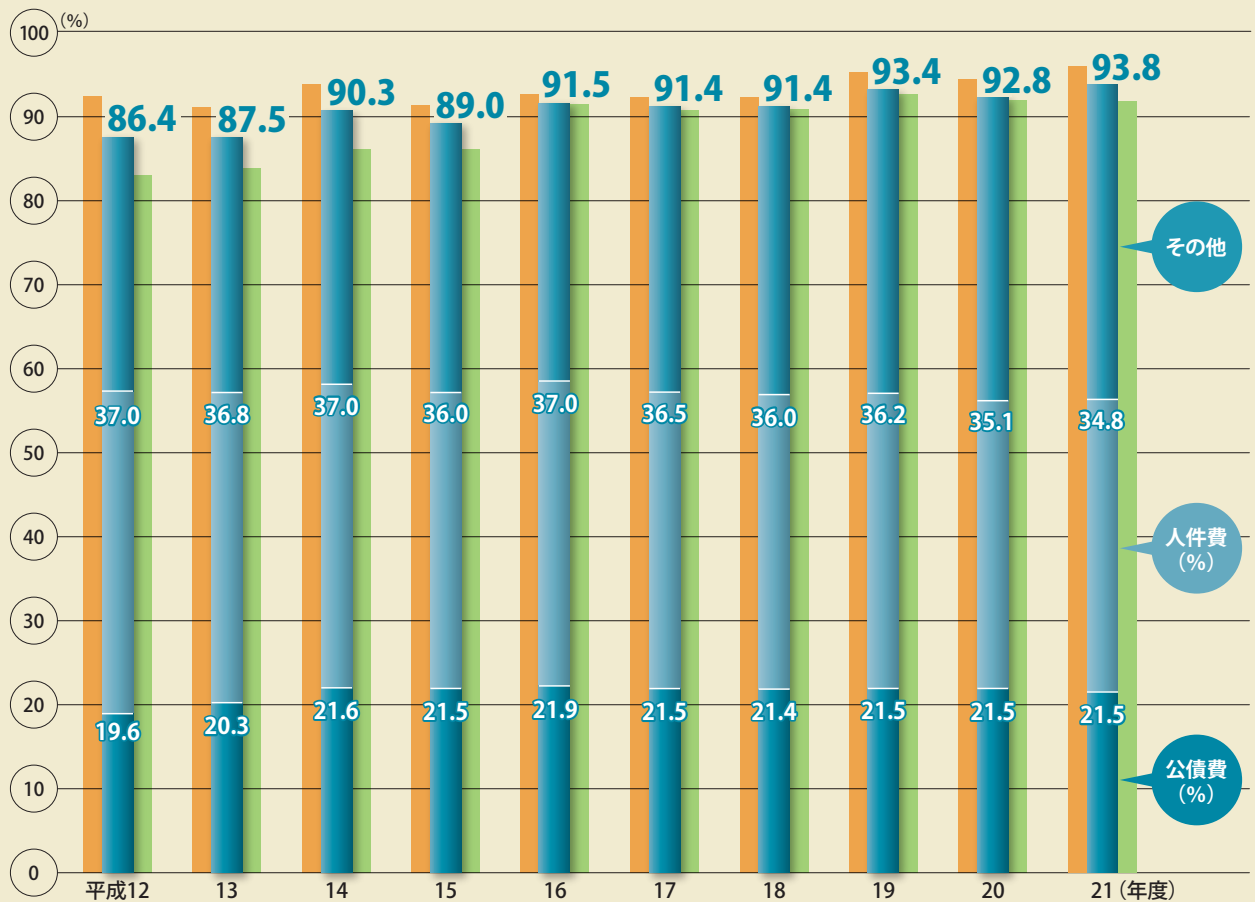
1 経常収支比率

経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度より1.0ポイント上昇して93.8%となり、集計開始以来最も高い値を示し、依然として高い水準での推移が続いています。

経常収支比率の推移



経常収支比率の内訳(純計)



2 実質公債費比率及び公債費負担比率

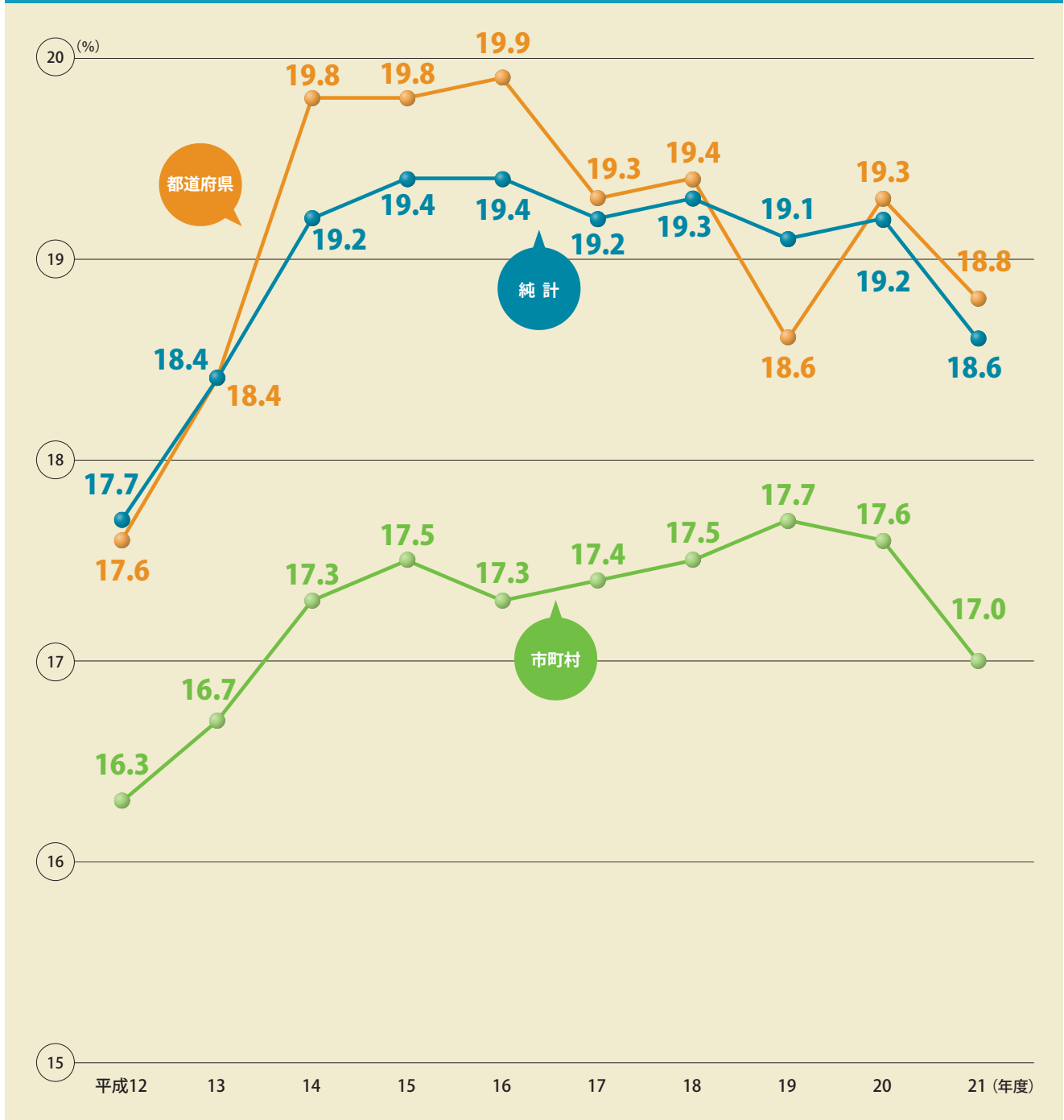
地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられています。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率の状況については、「健全化判断比率・資金不足比率の状況」(29ページ)をご覧ください。

公債費負担比率の推移



*公債費負担比率：公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

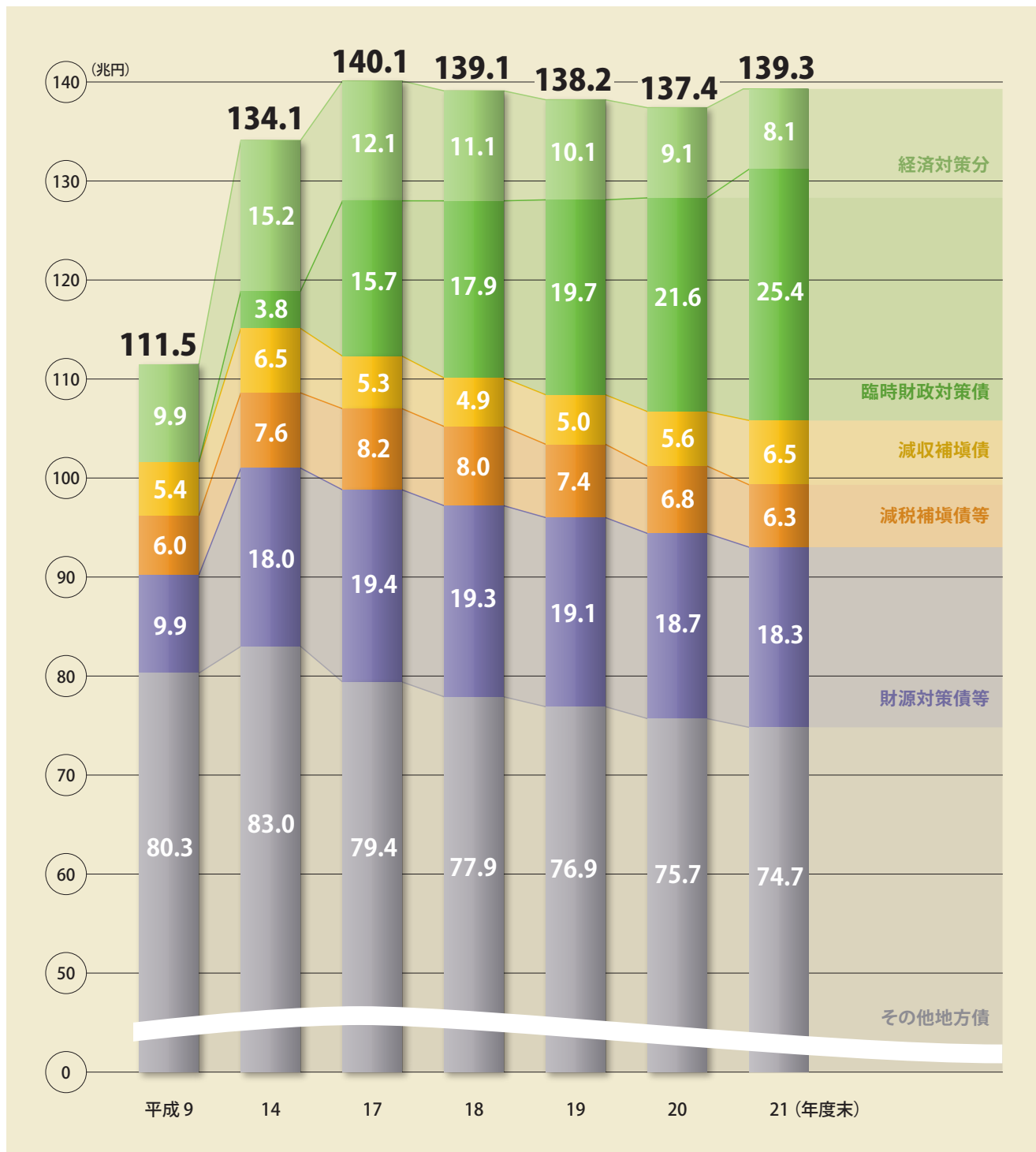
地方財政の借入金残高

地方財政の借入金はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成21年度末で約139兆円です。

近年、減税に伴う税収の補填、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.42倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.64倍に達しています。



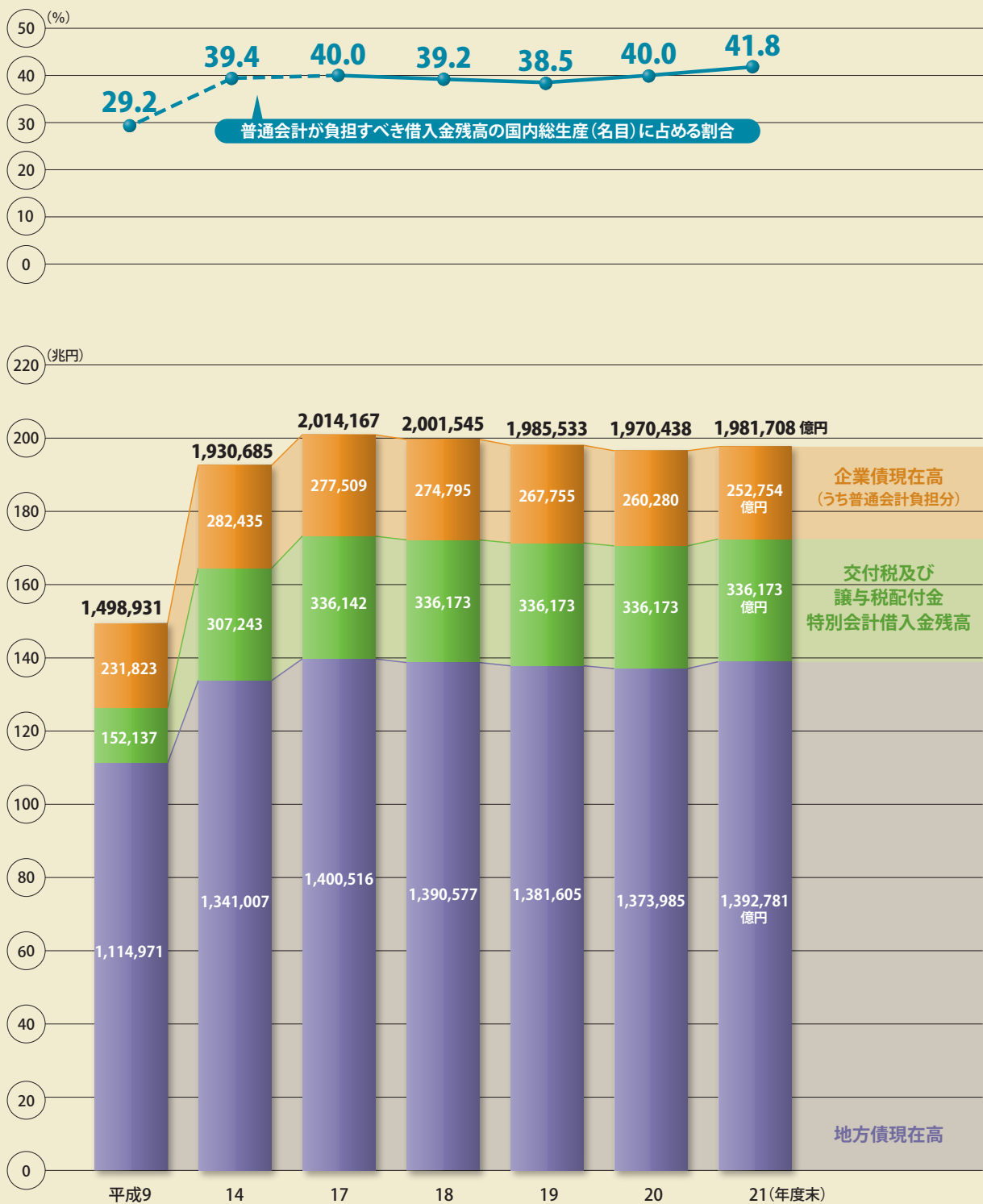
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

(注2) 経済対策分は推計値です。

2 地方財政の借入金残高

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成21年度末で約198兆円となっており、依然として高い水準にあります。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額です。

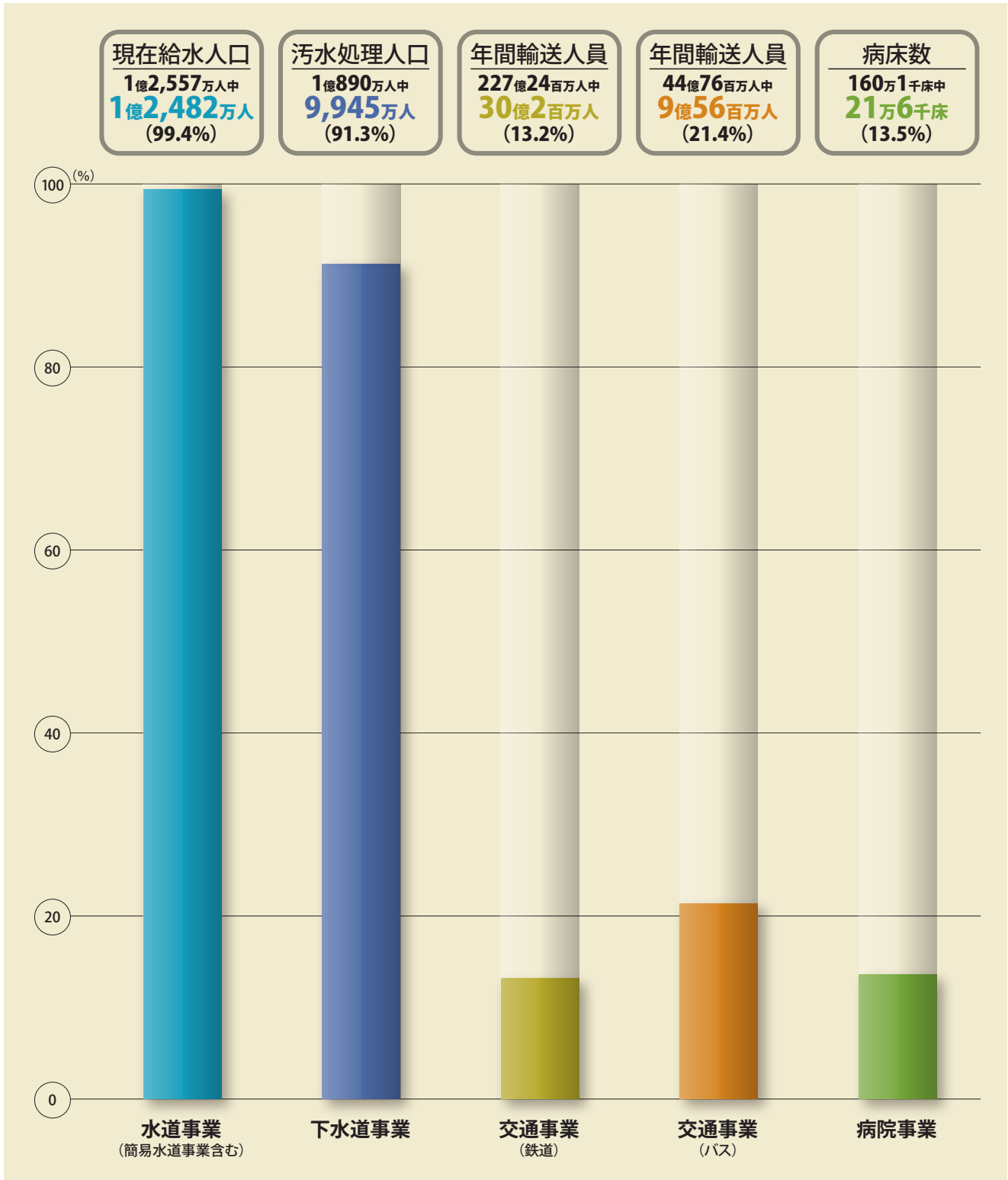
(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値です。

地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

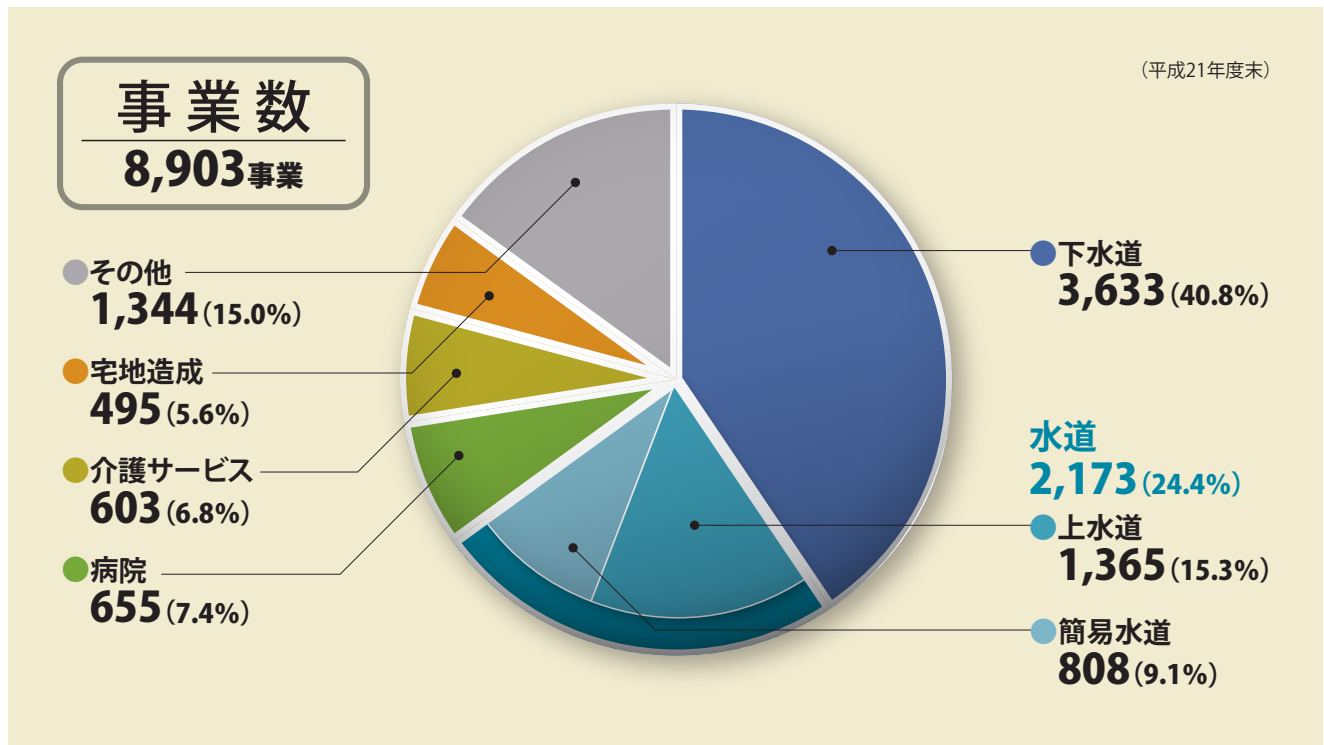


(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

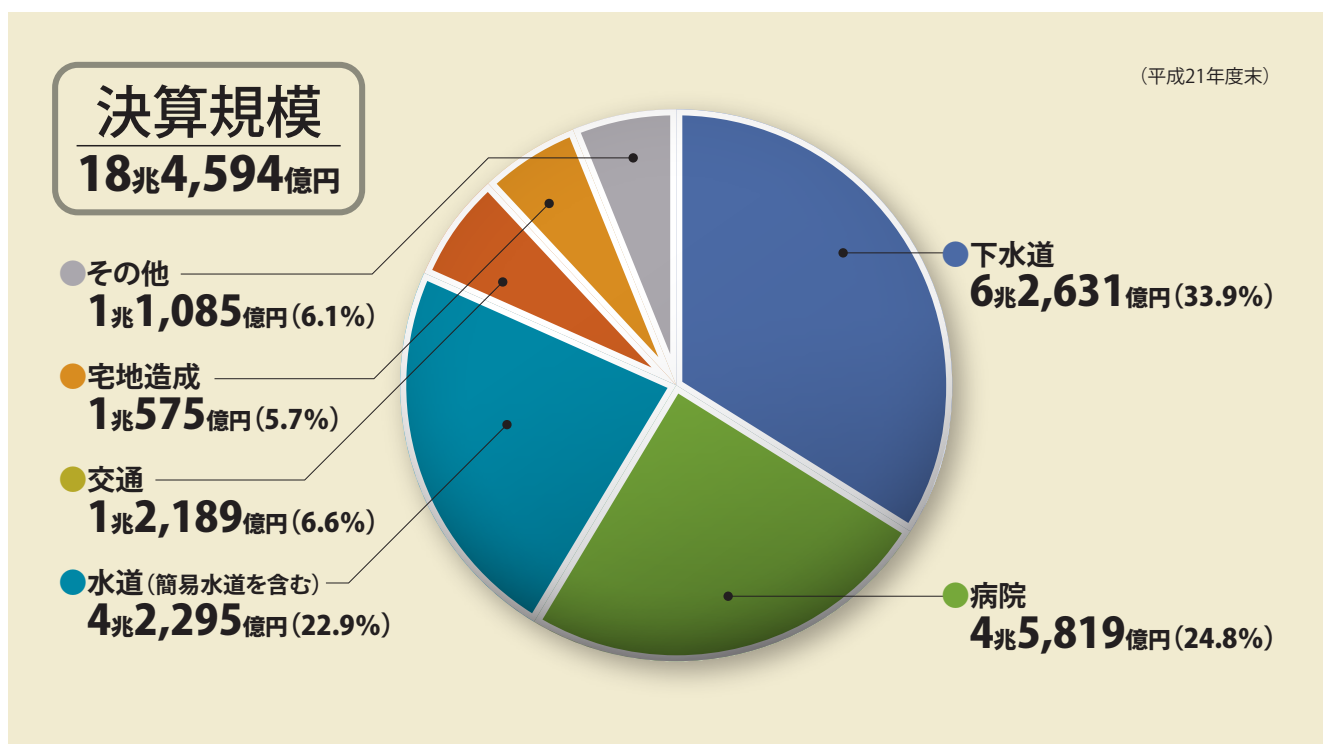
2 地方公営企業の事業数

事業数は、8,903事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業、宅地造成事業の順になっています。



3 決算規模

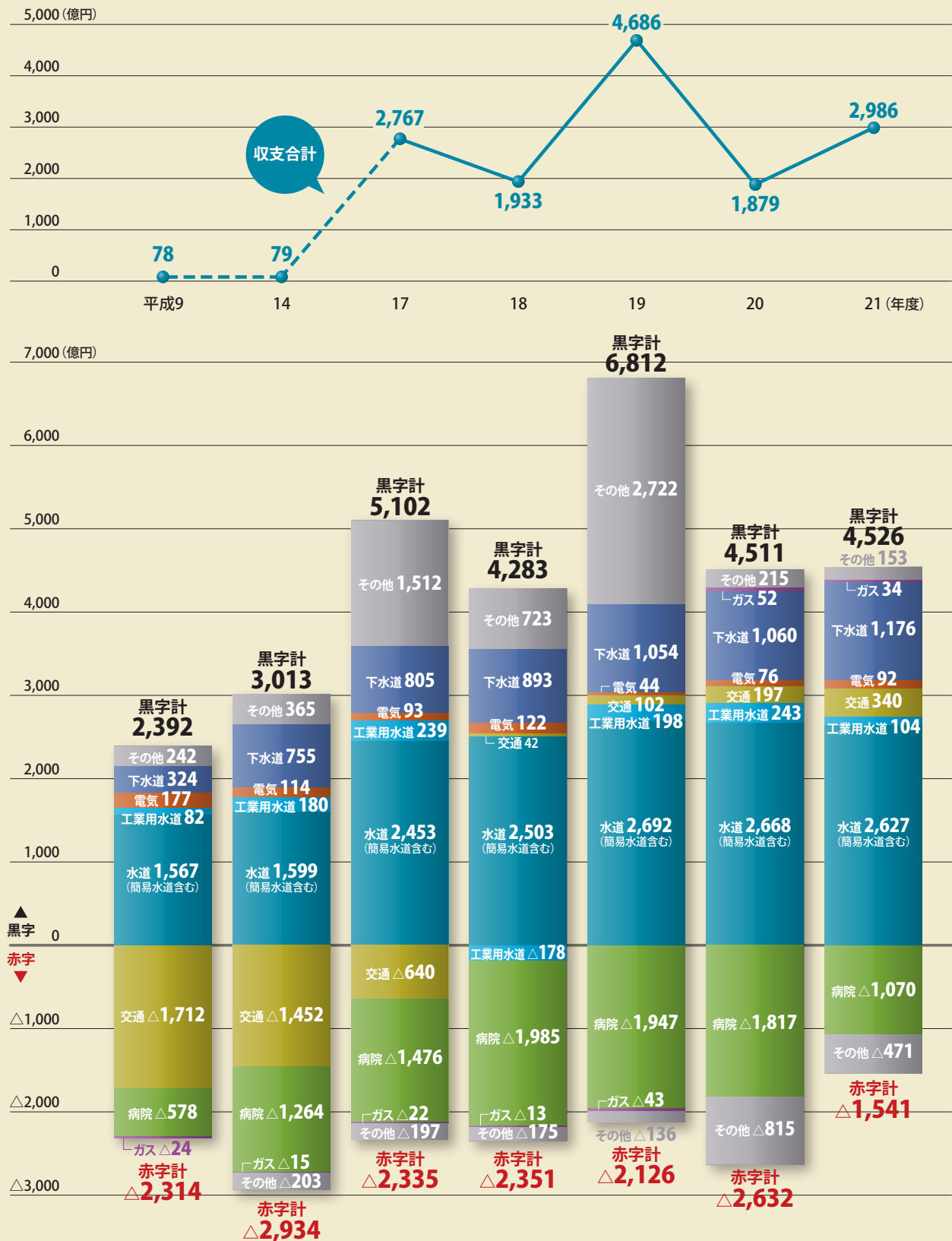
決算規模は、18兆4,594億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業、宅地造成事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、2,986億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移



地方財政健全化の推進

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

地方財政は、過去に発行された地方債の償還や高齢化の進展等により、財政構造の硬直化が進み、極めて厳しい状況にあり、地方財政の健全化は重要な課題です。

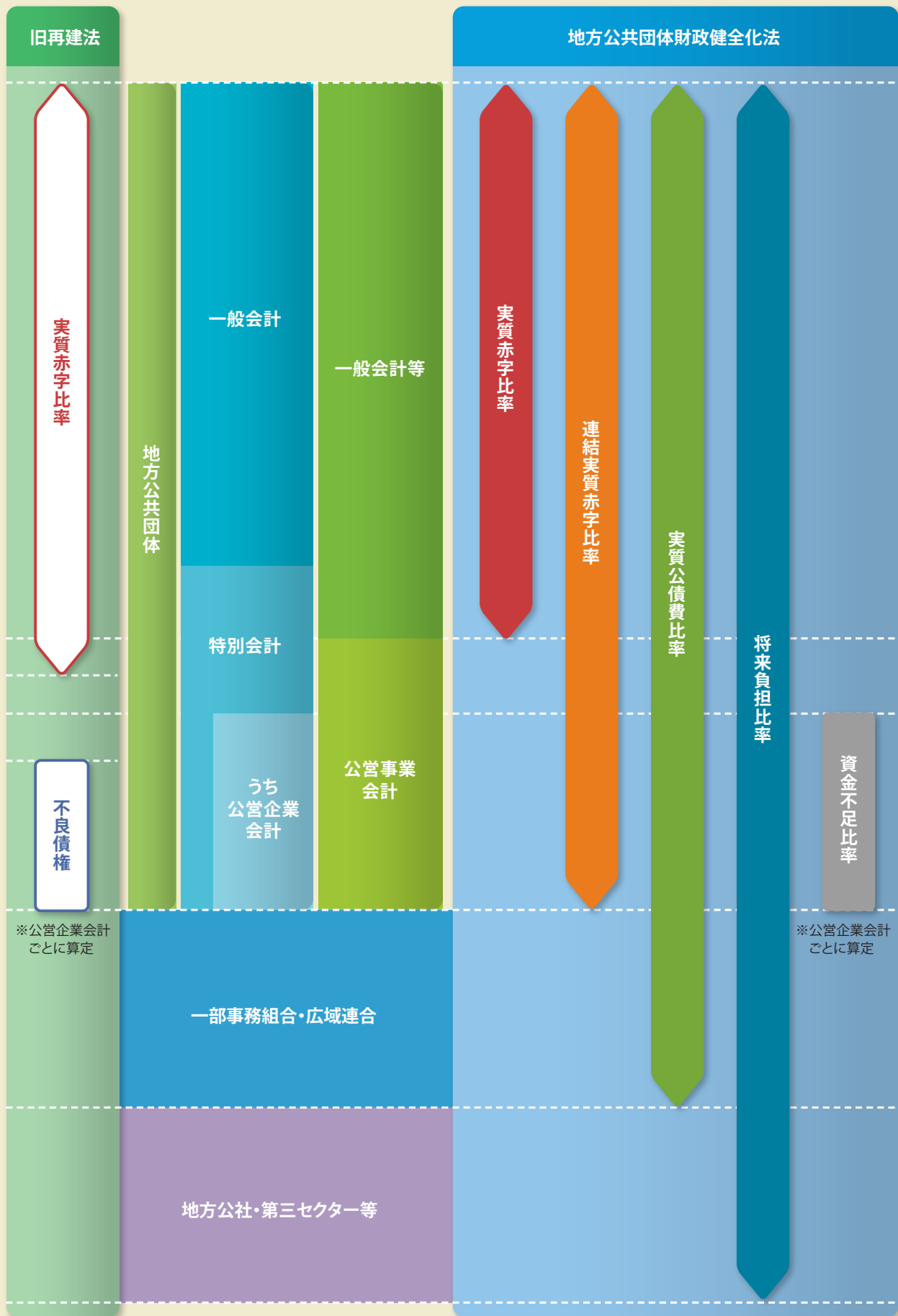
旧来の地方公共団体の財政再建制度は、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘されてきました。

そこで、地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が成立しました。財政指標の公表については平成20年4月から、財政健全化計画の策定の義務付け等の規定については平成21年4月から施行されています。

新法と旧再建法との比較



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

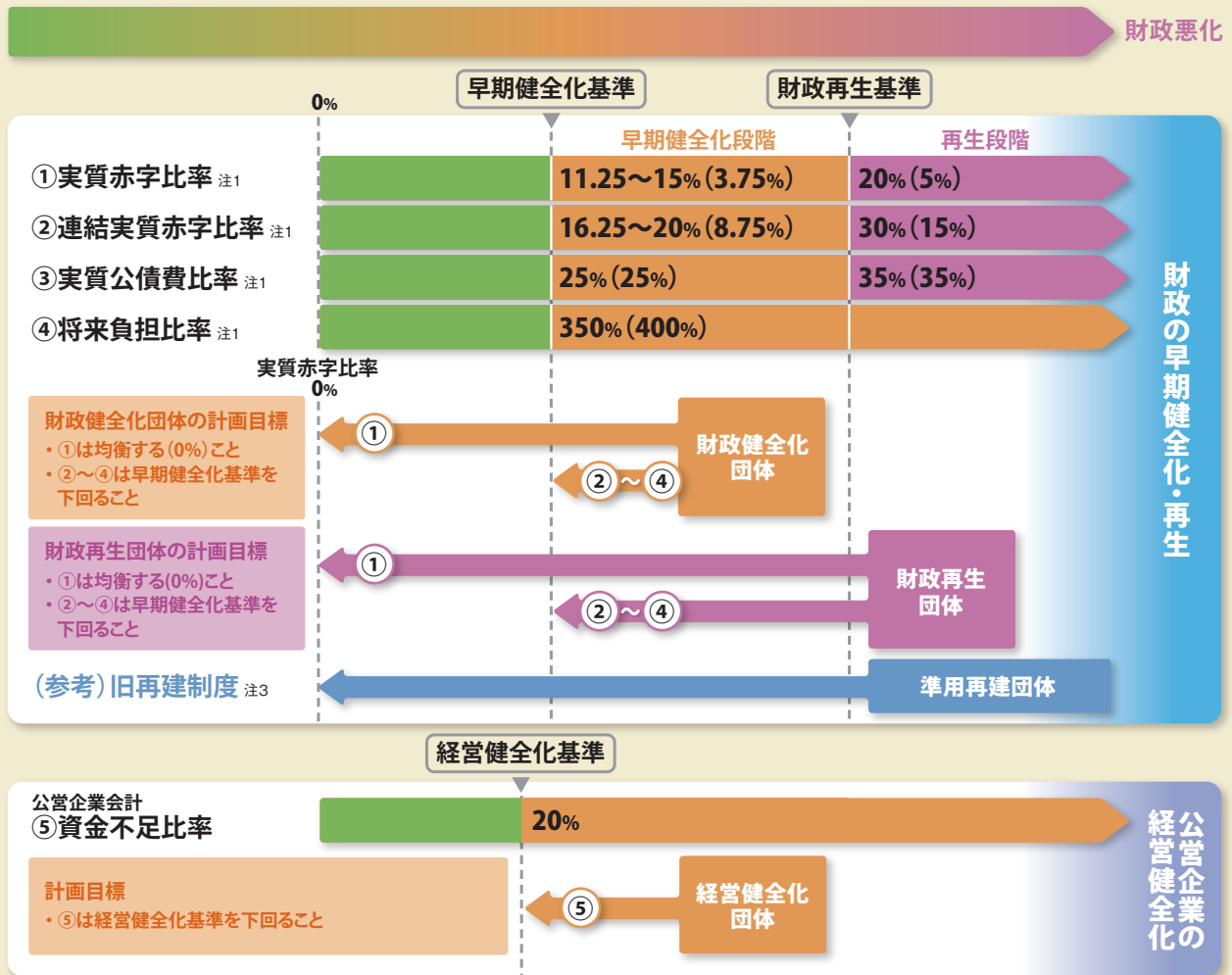
- 資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(注1) ()外は市町村、()内は道府県の基準です。実質赤字比率、連結実質赤字比率についての東京都の基準は、別途設定されています。
 (注2) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、H21:40(25%)、H22:40(25%)、H23:35(20%)の経過的な基準を設定しています。
 東京都の基準についても、経過措置が設けられています。
 (注3) 旧再建制度においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められていました。

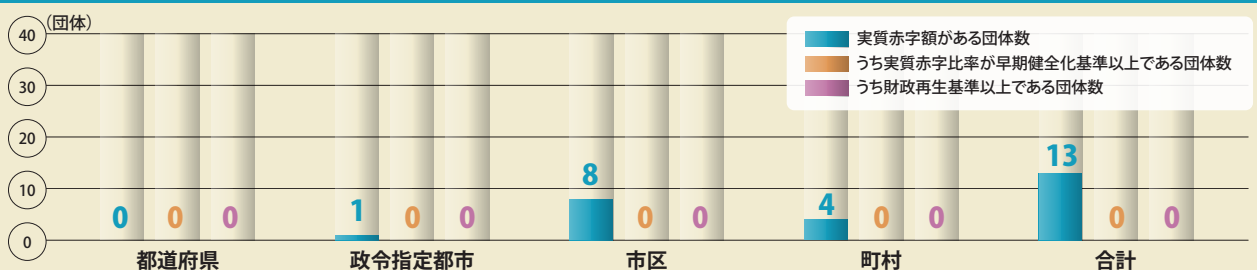
2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

1 実質赤字比率

平成21年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、下図のとおりです。

実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数は、13団体となっています。このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

実質赤字比率の状況

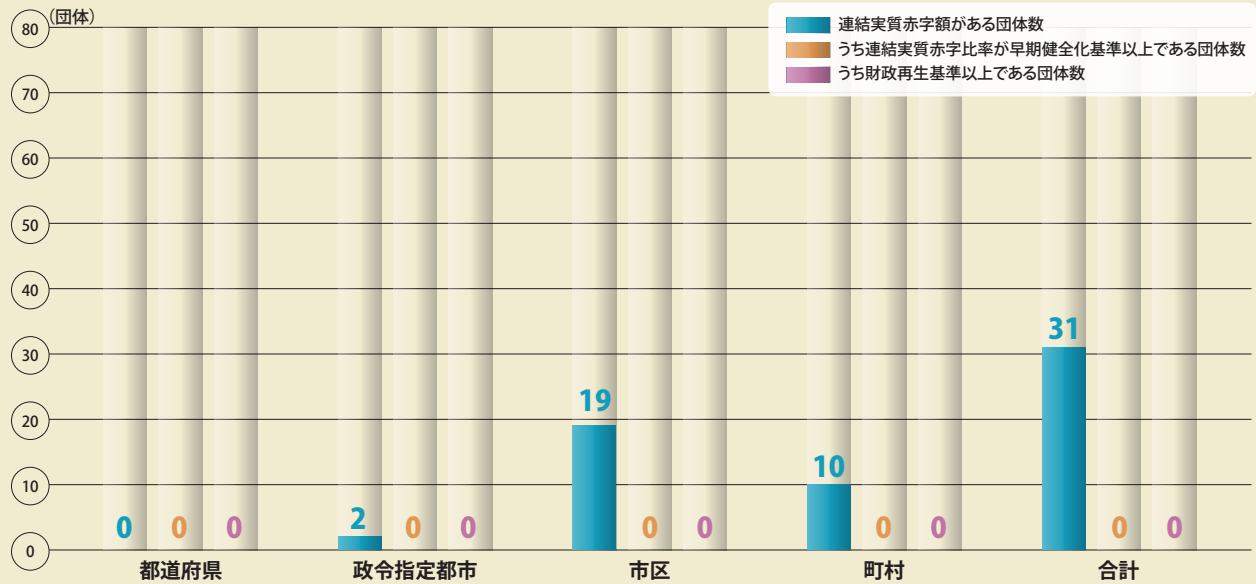


2 連結実質赤字比率

平成21年度決算に基づく連結実質赤字比率は、下図のとおりです。

連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、31団体となっています。このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はありません。

連結実質赤字比率の状況

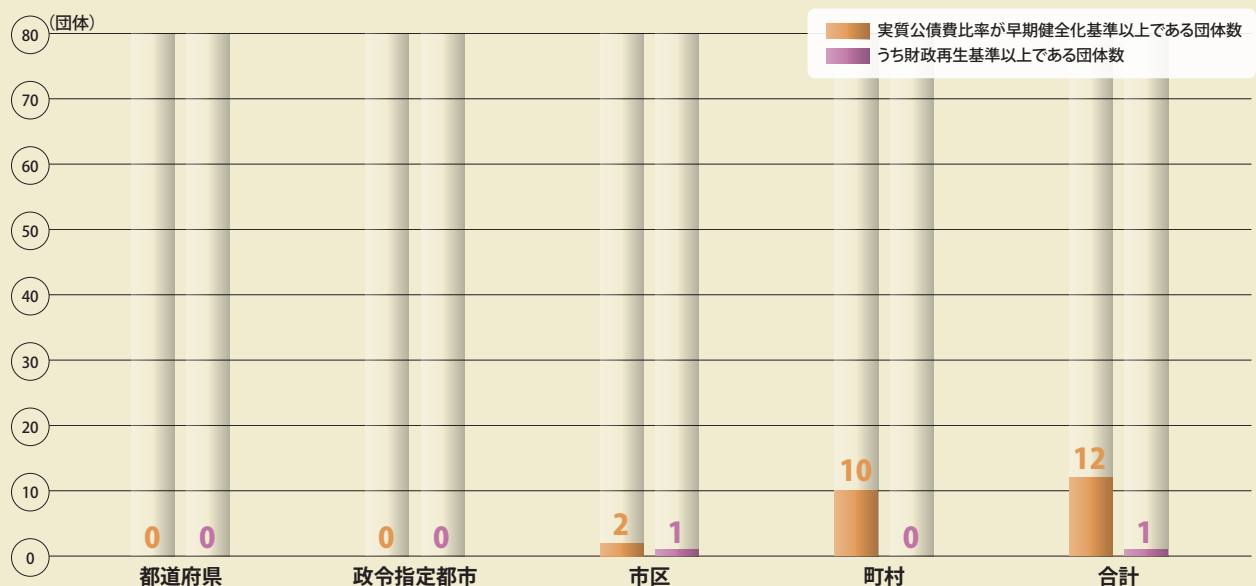


3 実質公債費比率

平成21年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、下図のとおりです。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は12団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっています。

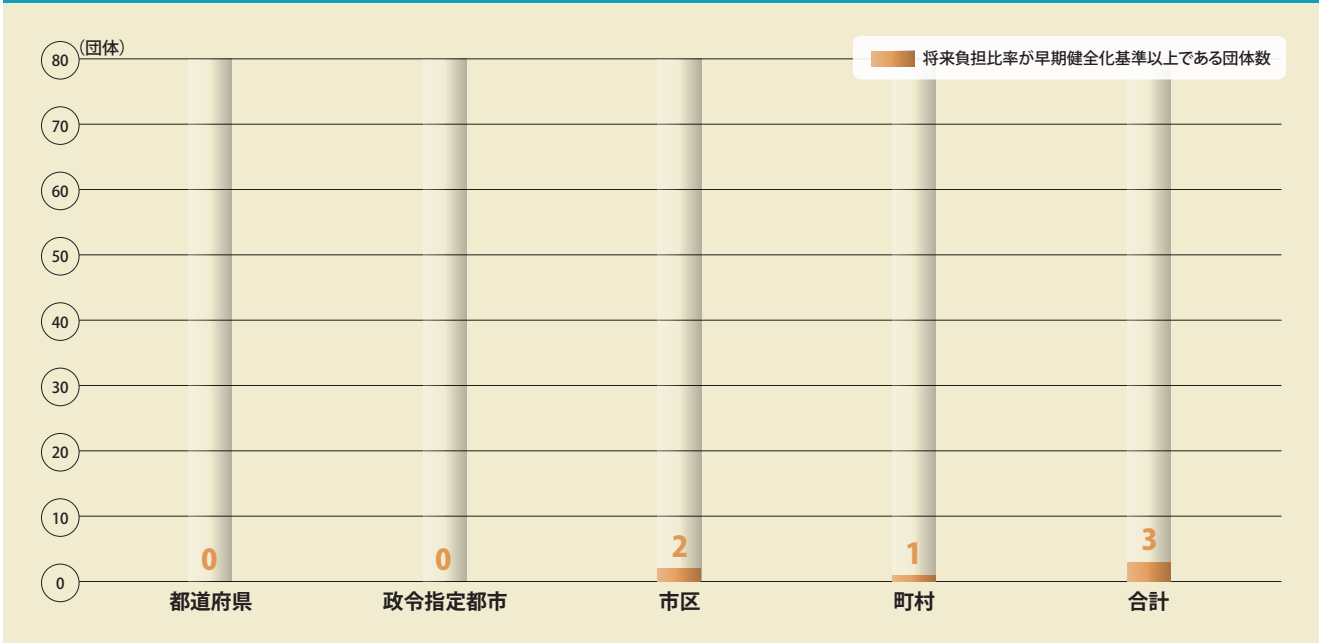
実質公債費比率の状況



4 将来負担比率

平成21年度決算に基づく将来負担比率の状況は、下図のとおりです。
 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、3団体となっています。

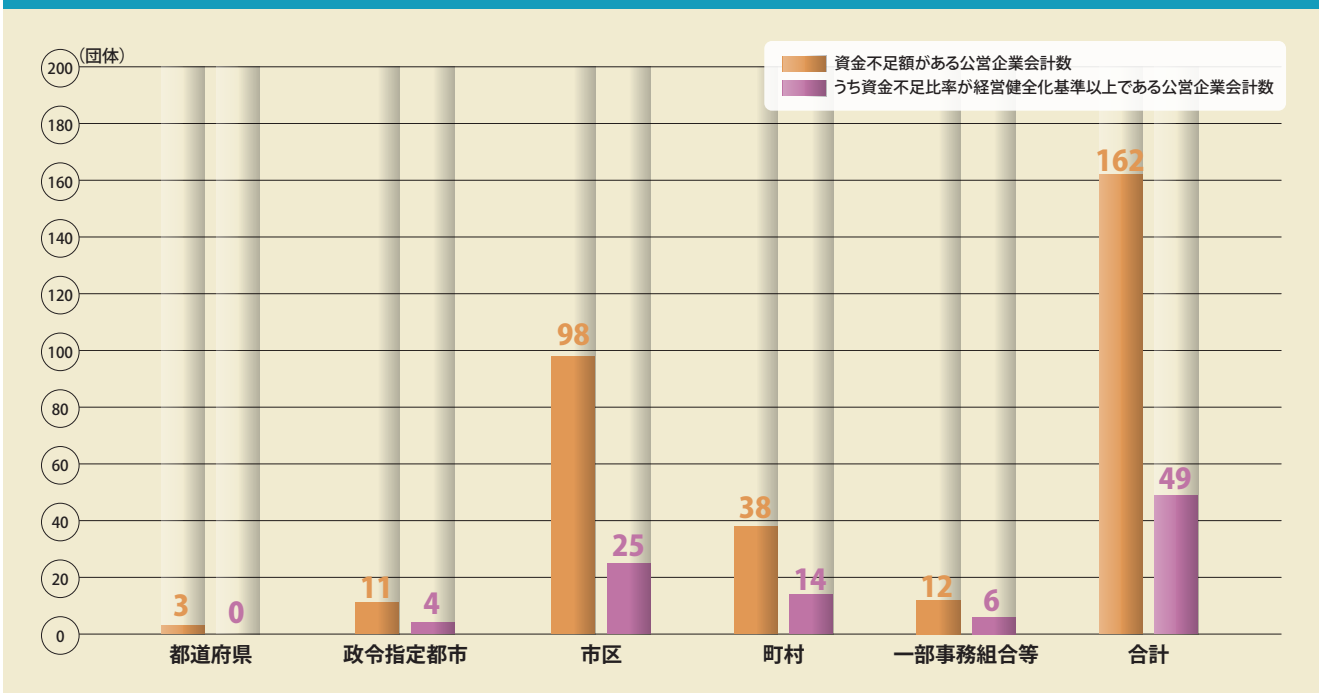
将来負担比率の状況



5 資金不足比率

平成21年度決算に基づく資金不足比率の状況は、下図のとおりです。
 資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数は、162会計となっています。このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、49会計となっています。

資金不足額の状況(団体種類別会計数)



地方財政の動向と課題

1 地域主権改革の推進

政府では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする地域主権改革の推進に取り組んでいます。具体的には「地域主権戦略会議」を中心に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関改革、「ひも付き補助金」の一括交付金化等の実現に向けた議論が行われています。

1 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在しているため、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大し、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めるべく取り組んでいます。

また、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行する場合は、原則、協議を不要とするなど、所要の法律等の整備を行うべく取り組んでいます。

2 基礎自治体への権限移譲

都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととし、所要の法律等の整備を行うべく取り組んでいます。

3 国の出先機関改革

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう国の出先機関改革を進めています。

4 「ひも付き補助金」の一括交付金化

国から地方への「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、平成23年度予算から基本的に地方が自由に使える、一括交付金が創設されることになりました。

5 地方税財源の充実確保

地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直すとともに、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する取り組みが行われています。

また、地方公共団体が税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、地方公共団体の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大し、課税自主権の拡大を図るために改革が進められています。

6 交付税制度の見直し

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額の6%となっている特別交付税の割合を段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行することとしました。

一方、地方公共団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時には、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例が新設されました。

また、地方公共団体の自主的・主体的財政運営を図る観点から、事業費補正の更なる縮減を行うこととなりました。

7 直轄事業負担金制度の廃止

平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止することになりました。

8 地方自治法抜本見直し

地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、地方自治法について抜本的な見直しを行っています。

2 地域力の創造と新成長戦略

1 地域力の創造

活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」、「定住自立圏構想」の推進及び過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援を行っています。

2 新成長戦略に基づく経済対策と地域の活性化

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において「地域活性化交付金」(3,500億円)として、「きめ細かな交付金」(2,500億円)と「住民生活に光をそそぐ交付金」(1,000億円)が創設されました。「きめ細かな交付金」では、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行うことになりました。「住民生活に光をそそぐ交付金」では、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取組を支援することになりました。

3 行財政改革

1 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

給与については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、ほぼ全ての地方公共団体で給料表水準の引下げ等の改革が実施されています。

定員については、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間で、都道府県5.3%減、政令指定都市10.6%減、政令指定都市を除く市区町村9.9%減となっており、全地方公共団体では7.5%の減少となりました。

2 地方公営企業等の改革

地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行っていくため

- 地方公営企業の抜本改革の推進
- 第三セクター等の抜本的改革の推進
- 地方公営企業会計制度等の見直し

が進められています。

3 地方公会計改革の推進

現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の整備が進められています。

● 情報開示の推進

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすためのさまざまな取組が行われています。

総務省では、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な帳票をもって住民等に分かりやすく情報を開示することを目的として「歳出比較分析表」や「財政比較分析表」等を作成し、ホームページ上で公表しています。

① 歳出比較分析表

平成18年度決算より、類似団体間で歳出状況の比較分析を行うための「歳出比較分析表」を作成し公表することで効果的な歳出削減に活用されていくことが期待されます。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/saishutsuhyo/index.html>

② 財政比較分析表

財政比較分析表は、類似団体間で主要財政指標等の比較分析を行い、各団体において指標等の改善に向けた取組等を分析するものとなっています。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/bunsekihyo.html>

③ 決算カード

全都道府県、市町村の決算カード(平成13年度決算以降)を個別の団体ごとに取りまとめた「決算カード」をホームページ上で公表しています。

ホームページアドレス

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>

④ 財政状況等一覧表

総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政状況を開示する方途の一つとして「財政状況等一覧表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

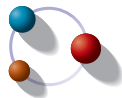
ホームページアドレス

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei_ichiran.html

目で見える日本の地方財政

地方財政の状況

平成23年版 地方財政白書ビジュアル版
(平成21年度決算)



総務省自治財政局財務調査課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-5253-5111 (内線5649)

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/>